

業務改革プログラムの取組状況について（概要）

I. 国民サービスの向上

○ お客様の声に対応したサービスの改善

【取組】

- ①「長官への手紙・長官へのメール」の実施
【平成 16 年 10 月～】
- ②「国民の声報告体制」の整備
【平成 16 年 10 月～】
- ③定期的な「お客様満足度アンケート」の実施
【平成 17 年度～】

【実績】

- ① 手紙 757 件、メール 12,494 件(19 年 2 月末現在)
- ② 国民の声対応票作成 3,023 件(19 年 2 月末現在)
- ③ 平成 19 年 1 月調査結果：全体としての満足度
年金相談窓口 89% 年金相談以外の窓口 87%

【実施状況】

○寄せられた具体的な御意見・御批判については、その対応状況を社会保険庁ホームページに定期的に公表するとともに、しっかりと業務改善につなげる取組を徹底

(例)

- ・年金相談の待ち時間を短くしてほしい → 夜間・休日の年金相談窓口の開設、予約制の導入
- ・現況届の返信料を料金受取人払いにしてほしい → 年金受給権者の生存確認を住民基本台帳ネットワークを活用して実施(現況届の提出が原則不要)
- ・年金加入記録情報を送付してほしい → 今後導入する「ねんきん定期便」において、保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報定期的に通知
- ・外国人向けのサイトを作ってほしい → 社会保険庁HP(英語版)の創設、外国語(8カ国)のチラシを作成し、社会保険庁HPに掲載

○ 年金相談体制の充実

【取組】

- ① 相談時間の延長【平成 16 年 12 月～】及び休日相談の実施【平成 17 年 4 月～】
- ② 年金相談センターの配置見直し及び年金電話相談センターの拡充【平成 16 年度～】
- ③ 社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースの拡充【平成 17 年 8 月～】
- ④ 中央年金相談室と全国 23 カ所の年金電話相談センターとのネットワーク化【平成 17 年 10 月～】

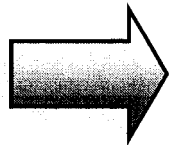
【実績】

- ① 毎週月曜日の相談時間の延長、毎月第 2 土曜日の休日相談
- ② 年金電話相談センター：
10 カ所(15 年度末)→ 23 カ所(19 年 3 月末)
- ③ 中央年金相談室電話相談ブース
56 席(16 年度末)→ 180 席(19 年 3 月末)
- ④ 全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165(年金請求などのご相談)
0570-07-1165(年金をお受けになっている方のご相談)

【実施状況(効果)】

○年金相談窓口における待ち時間：15分未満 57%
60分以上 6%
(平成 19 年 1 月「お客様満足度アンケート」より)

○電話応答率 20.5% → 69.4%
(16 年度平均) (平成 18 年 4 月～19 年 2 月までの平均)



○ 年金個人情報の提供の充実

【取組】

- ① インターネットを活用した年金個人情報の提供【平成 16 年 1 月～】
- ② ID・パスワード認証方式による年金加入記録の即時提供【平成 18 年 4 月～】
- ③ 58 歳到達者に対する被保険者記録の通知【平成 16 年 3 月～】
- ④ 裁定請求書の事前送付【平成 17 年 10 月～】
- ⑤ 年金見込額試算の対象年齢の引き下げ(55 歳以上 → 50 歳以上)【平成 18 年 3 月～】

【実績】

- ① インターネットによる年金見込額試算
44 万 3 千件
(平成 16 年 1 月～19 年 2 月)
- ② ID・パスワードの発行件数
20 万件
(平成 18 年 4 月～19 年 2 月)
- ③ 年金加入記録のお知らせ
500 万 1 千件
(平成 16 年 3 月～19 年 2 月)
- ④ 裁定請求書(ターンアラウンド用)
198 万 2 千件
(平成 17 年 10 月～19 年 2 月)
- ⑤ ホームページでの年金見込額試算の受付件数(平成 18 年 3 月～19 年 2 月)
50 歳～54 歳 71,160 件
55 歳以上 95,355 件

【今後の取組】

- 保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についてお知らせする「ねんきん定期便」の導入【平成 20 年 4 月～】
- ・ その一部前倒しとして、35 歳到達者に対して、自身の年金加入状況を確認できる通知を実施【平成 19 年 3 月～】
 - ・ さらに、45 歳到達者に対して、35 歳到達者と同様の通知を実施【平成 19 年 12 月～】
 - ・ また、55 歳以上の被保険者に対しては、保険料納付実績や年金見込額の通知を実施【平成 19 年 12 月～】

○ 事務処理の迅速化

【取組】

- 「サービススタンダード」(請求書を受け付けてから、支給決定通知書をお届けするまでの所要日数)を設定【平成17年4月～】

医療給付:3週間以内

老齢・遺族年金:2か月以内

障害基礎年金:3か月以内

障害厚生年金:3か月半以内

【実績】

- サービススタンダード達成状況 (17年度)

- ・傷病手当金 85.6%
- ・家族出産育児一時金 94.4%
- ・老齢厚生年金 98.3%
- ・遺族厚生年金 97.7%
- ・障害基礎年金 94.0%



【今後の取組】

- 「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点について精査の上、改善に向けた対策を徹底

○ 事務処理の標準化

【取組】

- 全国統一の業務マニュアルの運用を開始し、その精緻化・改良を図る一方、全職員が随時、検索や閲覧ができる情報システム化を推進【平成18年10月～】

Ⅱ. 保険料収納率等の向上

○ 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

【取組】

- ① 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントをわかりやすく解説した「総合パンフレット」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に答えられる「目的別チラシ」の作成【平成 17 年 11 月～】
- ② 中学生、高校生及び大学生向けの年金セミナーの開催【平成 17 年度～】
- ③ 年金制度をわかりやすく解説した「年金ネット番組」の配信や子供向けのキッズページの作成【平成 18 年度～】

○ 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

【取組】

○市町村から所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備し、十分な所得や資産がありながら度重なる納付督促にも応じない未納者に対し、強制徴収を実施

【実績】

最終催告状送付件数 16 年度 3 万件 → 17 年度 17 万件 → 18 年度 約 30 万件まで拡大


【今後の取組】 19 年度においては、最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を 60 万件にまで拡大

○ 保険料を納めやすい環境整備の推進


【取組】

- ①被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始
【平成 16 年 2 月～】
- ②インターネット、携帯電話及び ATM を活用したマルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始
【平成 16 年 4 月～】
- ③若年者納付猶予制度の創設、口座振替割引制度の導入【平成 17 年 4 月～】

【実績】

- 
- ①コンビニエンスストアでの納付状況
利用件数 約 617 万件(平成 18 年 4 月～19 年 1 月)
 - ②マルチペイメントによる納付状況
利用件数 約 19 万件(平成 18 年 4 月～19 年 1 月)

【今後の取組】


- 
- ① 国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネットなどに加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とする【平成 19 年度中～】
 - ② 割引制度や納め忘れ防止のメリットなどを周知することにより、口座振替の利用促進を図る
〔 口座振替率 17 年度 40% → 18 年度目標 42% 〕
 - ③ 学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、それまでの間は、毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入【平成 20 年 4 月～】

○ 民間委託の推進

【取組】

- 国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施【平成17年10月～】
- 17年度のモデル事業の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、18年度は、モデル事業の実施箇所数を35カ所に拡大

【今後の取組】

- 
- 国民年金保険料収納事業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札の対象業務として実施【平成19年度:95カ所】

○ 健保・厚年の未適用事業所の適用の推進

【取組】

- 重点加入指導の対象を従業員10人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員15人以上の事業所に対しては、職権適用を実施【平成18年度～】

【今後の取組】

- 職権適用の対象事業所を従業員10人以上の事業所に拡大するとともに、適用促進業務について、全ての社会保険事務所において、一般競争入札による民間委託を拡大【平成19年度～】

Ⅲ. 事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除

○ 事務処理の効率化

【取組】

- 健康保険・厚生年金適用関係届書、国民年金適用・保険料関係届書、健康保険給付関係及び年金給付関係の届書の入力業務、審査業務等について、事務局単位での集約化を図るとともに、外部委託化を推進【平成 17 年度～】

【実績】

- 適用関係届書、健保給付関係届書及び年金給付関係届書 計 281 届書の入力業務について外部委託を実施
(平成 18 年度)

○ 新たなチェックシステムの導入

【取組】

- 調達案件を厳格に審査する調達委員会の設置【平成 16 年 10 月～】

【実績】

- 調達委員会の開催状況：開催回数 52 回（平成 16 年 10 月～19 年 2 月）

○ 予算執行の適正化

【取組】

- 調達コスト削減目標の設定【平成 17 年 3 月～】

＜17 年度削減目標：物品等の調達計画額の 10%以上の削減＞

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設立し、年金福祉施設等の整理合理化を徹底

【平成 17 年 10 月～ 5 年間】

- 【実績】 17 年度の調達コスト削減実績：調達計画額の 12%の削減(削減額：154 億円)

IV. 法令遵守と個人情報保護の徹底

【取組】

- 職員毎のカード番号固定化【平成 16 年 7 月～】及び本人識別のためのパスワードの登録【平成 16 年 10 月～】
- 職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備【平成 17 年 1 月～】
- 全職員を対象とした研修の継続的な実施【平成 17 年度～】
- 法令違反通報窓口の設置及び調査範囲の拡大【平成 18 年 6 月～】
- 各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置【平成 18 年 7 月～】

V. 意識改革の徹底と能力重視の人事政策

【取組】

- 能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入

平成 17 年 10 月 ～ 管理職等を対象に試行を実施
平成 18 年度 ～ 管理職等を対象に本格実施
その他の職員を対象に試行を実施
平成 19 年度 ～ 全職員を対象に本格実施

- 現場の全職員は、今後の社会保険庁改革の在り方に関する自らの考えを「わたしのリスタート・プラン」として長官宛に提出【平成 18 年 9 月】
- 職員が自らの職場・業務に関する意見・要望・疑問等がある場合に、それらを積極的に表明することができる職場づくりの契機とするため、各社会保険事務局単位で、長官と職員との自由な意見交換会「長官と本音で語ろう」を順次開催【平成 18 年 9 月～】
- 職員同士の意思疎通を図り、職場内でのコミュニケーション不足を解消するため、全職員が、自らの業務や組織の問題について、上司と率直な意見を交わすとともに、今後の業務の在り方について、建設的な議論を行う「全職員対話キャンペーン」の実施【平成 18 年 10 月～11 月】
- 現場職員から寄せられた「わたしのリスタート・プラン」において積極的、前向きな提言を行った職員と長官による懇談の場を設け、議論を行った上で、職員間で共有すべき組織目標等について、「社会保険庁リスタート・プラン」としてとりまとめる【平成 19 年 3 月】

業務改革プログラムの取組状況について

2007年4月3日

Ⅰ. 国民サービスの向上 ～「行政サービスのトップランナー」を目指した取組を推進～

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-1 お客様の声に対応したサービスの改善				
1	①「長官への手紙・長官へのメール」の実施	16年10月～	着手済 ○平成16年10月から、より利用者の視点に立ったサービスを展開するため、社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁や社会保険事務所における業務やサービスに対するご意見・ご提案を「長官へのメール」や「長官への手紙」として受け付ける仕組みを整備。 ○寄せられたご意見等への対応については、社会保険庁ホームページに定期的に公表。	(平成19年2月末現在) 長官への手紙 757件 長官へのメール 12,494件
2	②国民の声報告体制の整備	16年10月～	着手済 ○平成16年10月から、様々な経路で寄せられるご意見・ご批判を基に、サービスの改善・充実を図るため、「国民の声対応報告制度」を整備。社会保険事務所、地方社会保険事務局、社会保険業務センター及び本庁の窓口に苦情等対応責任者を設置するとともに、「国民の声対応票」を作成し、苦情処理の進捗状況を管理。 ○平成16年12月、「社会保険庁職員行動規範」の策定にあわせて、全職員に対し、苦情等への対応マニュアルとして、「接遇マニュアル」を配布。	(平成19年2月末現在) 国民の声対応票作成 3,023件
3	③社会保険庁ホームページの充実	16年10月～	着手済 ○社会保険庁ホームページのトップページに「社会保険庁の改革」のコーナーを設け、改革の進捗状況や社会保険新組織の実現に向けた有識者会議及び社会保険事業運営評議会等における議事内容を随時掲載。 ○平成16年12月、全ての地方社会保険事務局にホームページを開設し、管内の社会保険事務所等の案内とともに、出張相談、休日相談・相談時間延長のお知らせ及び社会保険事務所ごとの相談の混雑状況等を掲載。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
4	④社会保険事務局へのサービス改善協議会の設置	17年7月～	着手済	<p>○平成17年7月、利用者等の意見を基に、地域の実情に即したサービスの提供を図るため、全国の地方社会保険事務局ごとに、学識経験者、マスコミ関係者、労働団体関係者、事業主、社会保険労務士等、サービス利用者及び保険料負担者の代表から成る「サービス改善協議会」を設置。</p> <p>○平成18年度は、各社会保険事務局において概ね3回開催され、社会保険庁改革の動向等について、広く地域の方々に情報提供を行うとともに、提供されるサービスに対する利用者等の意見を基に、サービスの改善・充実に向けた取組に関する意見交換を実施。</p>	
5	⑤定期的な「お客様満足度アンケート」の実施	17年度～	着手済	<p>○第1回調査(平成17年3月)の実施後、平成17年度から、全国の社会保険事務所への来訪者を対象として、7月及び1月の定期的な満足度調査(無記名方式、5段階評価)を実施。</p> <p>○平成18年度は、18年7月及び19年1月に調査を実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表。</p>	<p>(平成19年1月調査) 配布枚数:52,448枚 回収枚数:43,513枚 回収率:83.0% 全体としての満足度; 年金相談窓口 89% 年金相談以外の窓口 87% (「やや満足」以上の回答者の割合)</p>
6	⑥民間調査機関による窓口サービス実態調査の実施	18年度～	着手済	<p>○「お客様満足度アンケート」調査の結果を客観的に評価するとともに、利用者から見た社会保険事務所等の窓口施設等の実態を把握するため、民間調査機関による窓口接遇状況等のサービスに関する実態調査について、平成19年1月に実施。</p>	
7	⑦各種通知書等に関するモニター調査の実施	18年度～	着手済	<p>○平成18年度から、受給者、被保険者等によるモニター制度を活用し、より利用者の視点に立った見直しを推進。</p>	
8	⑧サービス向上を推進するための本庁の体制強化	18年度～	着手済	<p>○平成18年度から、国民の皆様からのご意見・ご要望を事業運営に的確に反映させるための体制を整備。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-2 年金相談体制及び年金個人情報の提供の充実					
9	①年金相談の時間延長・休日相談の実施	16年度～ 段階的に実施	着手済	<p>○社会保険事務所等において、年金相談の充実を図るため、次の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月から、昼休み時間帯における年金相談実施を徹底。 ・平成16年12月から、毎週月曜日に年金相談受付時間を午後7時まで延長。 <p>(平成17年度から、毎月第2月曜日に全ての社会保険事務所、その他の月曜日は主要な社会保険事務所において年金相談受付時間を午後7時まで延長。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度から、毎月第2土曜日に全ての社会保険事務所において年金相談を実施。 	
10	②年金相談センターの増設及び地域ニーズに応じた移転・廃止	16年度～	着手済	<p>○年金相談センターについては、平成16年度～18年度において地域のニーズに対応した配置見直しを実施。</p> <p>○平成19年度以降においても、引き続き見直しを行う。</p>	(平成18年度末現在) 年金相談センター 55カ所
11	③年金電話相談センターの拡充	16年度～	着手済	<p>○平成16年度において、社会保険事務所等に行かなくても年金相談が可能となるように年金電話相談センターを10カ所から23カ所へ増設。</p>	(平成17年4月以降) 年金電話相談センター 23カ所
12	④年金相談に関するバリアフリー化の推進	随時	着手済	<p>○平成17年度から、全国の社会保険事務所において、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 手すりの設置 ② 障害者用トイレ・スロープの設置 ③ 相談窓口への老眼鏡の備付 <p>を順次実施し、相談窓口のバリアフリー化を推進。</p> <p>○併せて、平成17年4月から、耳が不自由な方が相談しやすい環境を整備するため、ファクシミリによる年金相談を実施。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
13	⑤市庁舎等を活用した年金相談事業の検討	17年度～	着手済	○社会保険事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、社会保険事務所が設置されていない市町村の庁舎に職員を派遣し、出張相談を実施。 ○ハローワークの庁舎を活用した出張相談の実施について検討中。	
14	⑥社会保険事務所における総合相談室の拡充	16年度～	着手済	○社会保険事務所来訪者へのサービス向上を図る観点から、全国社会保険事務所への総合相談室の設置を推進し、全ての社会保険事務所において総合相談室を設置済。	全ての社会保険事務所に総合相談室を設置(平成18年4月1日現在)
15	⑦中央年金相談室の電話相談ブースの大幅拡充及び年金電話相談センターとのネットワーク化	17年度～	着手済	○社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースについては、平成17年8月から段階的に拡充し、平成17年10月から180席体制に拡充。 ○併せて、平成17年10月31日から、中央年金相談室と全国23か所の年金電話相談センターをネットワークで結び、全国共通の電話番号による「ねんきんダイヤル」を実施。	応答率 20.5%(平成16年度平均) ↓ 69.4%(平成18年度平均) ※平成18年4月～19年2月まで
16	⑧年金電話相談センターの集約化及び総合コールセンターの整備	19年度～	検討中	○社会保険業務センター中央年金相談室及び年金電話相談センターの集約化に当たっては、「社会保険業務の業務・システム最適化計画」における中央年金相談室の移転時期を踏まえ、平成19年度からの順次実施を検討中。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
17	⑨裁定請求書の事前送付	17年10月～	着手済	<p>○平成17年10月3日から、以下の事前送付サービスを開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載した裁定請求書を60歳又は65歳到達の3か月前に送付 ・60歳以後に受給権が発生する方には「裁定請求のご案内」を、受給資格が確認できない方には「年金加入期間の確認のご案内」をそれぞれ60歳到達3か月前に送付 	<p>(平成17年10月～19年2月までの送付件数)</p> <p>「裁定請求書(ターンアラウンド用)」 1, 982, 371件</p> <p>「裁定請求の案内(はがき)」 391, 249件</p> <p>「年金加入期間の確認のご案内(はがき)」 359, 838件</p>
18	⑩ねんきん定期便の導入	20年4月～	—	<p>○平成16年3月から、年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録の通知を実施。</p> <p>○ねんきん定期便の一部前倒しとして、平成19年3月から、35歳到達者に対する年金加入状況の通知を実施。</p> <p>○平成19年12月からのねんきん定期便の一部前倒し(45歳及び55歳以上の方を対象)に向けて、平成19年1月よりシステム開発に着手。</p> <p>○平成20年4月からのねんきん定期便の本格実施に向けて、平成19年4月よりシステム開発に着手予定。</p>	
19	⑪年金見込額試算の対象年齢引き下げ(55歳以上→50歳以上)	18年3月～	着手済	<p>○平成18年3月20日から、年金見込額試算の対象年齢の引き下げ(55歳以上から50歳以上)を実施。</p>	<p>ホームページでの年金見込額試算の受付件数(平成18年3月～19年2月)</p> <p>50歳～54歳 71, 160件</p> <p>55歳以上 95, 355件</p>
20	⑫インターネットによる年金個人情報の即時提供	18年3月～	着手済	<p>○年金加入状況の即時提供については、平成18年3月31日からサービスを開始。</p> <p>○保険料の納付実績や年金見込額など、ねんきん定期便と同様の情報の提供について検討中。</p>	<p>IDパスワードの発行件数 (平成18年4月～19年2月) 199, 524件</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-3 相談業務の質の向上					
21	①年金相談員のスキル別研修等の実施	17年10月～	着手済	○平成17年10月、年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」を作成。併せて、平成18年度から、社会保険大学校における社会保険相談指導員研修について、相談担当者のレベル別の研修へ改編を行った。	
22	②社会保険労務士等に対する年金相談研修の実施	18年3月～	着手済	○民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士を対象とした研修を平成18年3月17日に実施。 ○平成19年度も引き続き社会保険労務士等に対する研修を実施予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-4 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底					
23	①年金個人情報の提供による加入記録整備の推進	18年3月～	着手済	○平成18年3月から、社会保険業務センター記録管理部に専門チームを設置するとともに、これまで老齢基礎年金の受給要件が確認できなかったために送付を行ってこなかった方についても、58歳到達時に被保険者記録を通知し、本人による記録確認の機会を提供すること等により、年金加入記録の整備を推進。	58歳事前通知に伴う記録整備件数 (平成18年4月～19年2月) 157,020件
24	②住民基本台帳ネットワークを活用した被保険者等の記録管理の推進の検討	18年度～	①着手済 ② -	○被保険者等へのサービスの向上、事務処理の効率化等を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、以下の取組を推進。 ①平成18年10月から、年金受給者の現況届の提出を省略。 (平成18年度は、12月生まれの方から対象) ②併せて、34歳到達者情報の入手による未加入者の把握・適用勧奨 (平成19年度中に開始)や、国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更届の省略(平成23年4月～)の実施について、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-5 事務処理の迅速化					
25	①「サービススタンダード」の達成状況の把握・公表及び問題点の改善	18年5月～	着手済	<p>○平成17年度から新たに設定された「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表することとし、平成17年度の達成状況については、平成18年5月に公表。</p> <p>○併せて、「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点については、改善に向けた対策を徹底することとしている。</p> <p>○平成18年度から、障害基礎年金については、サービススタンダードの設定期間を3か月半から3か月に短縮。</p>	
26	②年金裁定の処理日数の短縮	17年度～	着手済	<p>○58歳到達者に対する被保険者記録の通知、裁定請求書の事前送付の徹底により、裁定処理日数の短縮を図ることとしている。(請求書の事前送付対象者の裁定請求手続は、平成18年1月から開始)</p>	
27	③障害年金の事務処理方法の見直しの検討	17年度～	着手済	<p>○障害基礎年金の障害認定及び裁定業務について、事務処理の標準化、審査の迅速化を図る観点から、事務処理体制の見直しについて検討することとしている。</p> <p>○また、障害年金に係る認定基準の見直しや全国的に統一された裁定業務マニュアル及び認定マニュアルを作成し、業務品質の標準化を図ることについても併せて検討中。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-6 事務処理の標準化					
28	①全国統一の業務マニュアルの作成	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から作成してきた全国共通の『社会保険業務処理マニュアル』について、平成18年10月から運用を開始。</p> <p>○法令・通知等の改正等に伴う業務処理内容の変更、第一線の職員からの意見等を参考にした内容の拡充など、随時改訂を行い、マニュアルの品質管理を行う。</p>	<p><通知等></p> <p>・社会保険業務処理マニュアルに基づく業務処理の実施について(H18. 8. 31)</p> <p>・社会保険業務処理マニュアルの一部改正について(H19. 2. 26)</p>
29	②オンラインシステムへの入力行為について、全国統一的な処理マニュアルの作成	18年度～	着手済	<p>○平成17年度から作成してきた全国共通の『社会保険業務処理マニュアル』について、平成18年10月から運用を開始。</p> <p>○最適化計画に基づく社会保険オンラインシステムの見直しの実施に併せ、業務処理マニュアルについても検討を行う。</p>	
30	③全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報(パンフレット、チラシ等)を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合における本庁への協議の徹底	18年7月～	着手済	<p>○平成18年6月から、地方社会保険事務局において使用するポスター、リーフレット、チラシ等については、本庁で一括作成した媒体を活用することを原則とし、独自に作成が必要な場合には、本庁に事前協議し、承認を得たものに限り作成を可能とする仕組みを整備。</p>	
31	④本人確認の方法や在り方を検討した上で、インターネットや電話による申請の受付など、被保険者の利便性を考慮した新しい事務処理方式による申請について検討	18年度～	検討中	<p>○免除等の申請について、インターネット等を活用し被保険者の利便性を向上させる申請方法等を検討中。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
32	⑤業務ノウハウの共有化	18年度～	着手済	○社会保険庁LAN等の活用による、第一線職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等の情報を収集し、共有化を図る「社会保険庁業務ナレッジマネジメント」を平成19年3月から運用開始。	
33	⑥通知書等の見直し及び様式の統一化	18年度～	着手済	○通知書等については、平成18年9月からお客様にとっての見やすさや、わかりやすさを重視した見直しを組織的に行う体制を確立し、継続的に見直しを行っている。 ○様式及び添付書類については、平成18年10月からの全国共通の「社会保険業務処理マニュアル」の運用開始とともに、全国的に統一した。 ○なお、市町村経由の届出である国民年金の適用、保険料関係届書等については、既に市町村において住民異動届との統合等が推進されており、届出の統一化は困難なことから、直接社会保険事務所で受付を行うものについて統一化を図った。	
34	⑦業務品質の向上を図るための本庁の体制強化	18年度～	着手済	○平成18年度から、業務マニュアルの整備等の取組を推進するための体制を整備。	
35	⑧社会保険事務局・事務所ごとに定められている事務処理規程を廃止し、全国統一的な事務処理規程を策定・実施	19年度～	着手済	○コンプライアンスやガバナンスを強化するため、ポリシーを明確化した全国統一的な事務処理規程を策定する。また、策定にあたっては、各社会保険事務局の意見を踏まえるとともに、社会保険業務処理マニュアルとの連動を図る。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-7 社会保険事務所の配置等の見直し					
36	①人員配置の地域間格差の是正	17年度～	着手済	<p>○業務量の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、平成17年度から、段階的な配置見直しに着手したところであり、平成17年度は132人、平成18年度は170人の配置見直しを実施。</p> <p>○計画の最終年度である平成19年度においても、引き続き、着実に配置見直しを実施する予定。</p>	
37	②首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	17年10月～	着手済	<p>○首都圏において、国民年金被保険者の約3分の1を抱えている状況を踏まえ、平成17年10月から平成18年1月にかけて事務局単位で順次体制を整備し、国民年金照会電話に対する効率的かつ迅速な対応を図っている。</p>	
38	③首都圏における事務所の統合・分割等を実施	18年度～	着手済	<p>○平成18年度においては、東京23区内のうち、1区に2カ所配置されている事務所(3事務所)を廃止・統合。また、平成19年度においては、管轄地域の人口が100万人を超える社会保険事務所が存在する地域のうち、埼玉県南部(越谷市)、千葉県北西部(市川市)、東京都多摩地区(青梅市)に3事務所を新設する予定。</p>	(平成18年10月) 麴町・神田 →(統合)千代田 京橋・日本橋 →(統合)中央 蒲田・大森 →(統合)大田
39	④事務所の配置の更なる見直しの検討・実施	年金新組織発足時～	—	<p>○年金新組織発足後、地域間のアンバランスを是正するため、事務所の配置に関する更なる見直しを検討・実施。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-8 全国健康保険協会の設立を見据えた保険者機能の強化					
40	①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	17年度～	着手済	<p>○平成17年度は、レセプトの電子化や民間委託による点検の効率化、点検担当職員の資質向上等について、複数の健保組合からのヒアリングを含め、検討を実施。</p> <p>○平成18年8月から、審査支払機関から提供されるレセプトの画像及びレセプトの基本情報の受け入れを開始しており、これにより傷病名の収録も可能となったことから、それまで手作業により抽出していた外傷性レセプトを機械的に抽出することで求償事務を効率的に行えるようにし、また、傷病名に着目した内容点検を実施。</p> <p>○今後、政管健保の公法人化に向けて、傷病名入力などのレセプトの電子化の一層の推進による点検業務の効率化、レセプト点検担当職員の実績評価の導入等、新たな点検体制の在り方について、更に具体的な検討を進めることとしている。</p>	<p>被保険者1人当たり内容点検効果額</p> <p>(平成16年度) 738円 ↓ (平成17年度) 806円</p>
41	②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	17年度～	着手済	<p>○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成19年度以降において、全国で新たに135医療機関を健診機関として指定する予定である。</p> <p>○また、一般健診実施者についても、平成19年度は、40歳以上の被保険者で約24万人増を見込んでいる。</p>	<p>(平成19年3月末現在) 1,970健診機関</p>
42	③被保険者への情報提供の充実	17年度～	着手済	<p>○平成17年9月、定期的な被扶養者認定状況の確認(いわゆる検認)時に、適用事業所を經由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付したところであり、引き続き、毎年1回、全被保険者に対し、同様のお知らせの送付を実施。</p>	
43	④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	17年度～	着手済	<p>○各地方社会保険事務局において実施する生活習慣病予防に関する事業については、保険者協議会や、市町村等の関係団体を通じ、共同により実施するなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
44	⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	17年度～	着手済	○平成18年8月から審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れを開始。また、平成20年度から段階的にレセプトのオンライン請求が義務化されることから、公法人化に向けて、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。	レセプト形態別割合 (平成19年1月受入分) 電子レセプト 30.7% 電算単票レセプト 61.3% 紙レセプト 8.0%
45	⑥医療費通知及び高額査定通知の適正な実施	19年度～	—	—	
46	⑦高額療養費申請のターンアラウンド方式の導入	19年度～	—	—	
47	⑧高額療養費の現物給付化の円滑な実施	19年度～	—	—	
48	⑨特定健康診査等実施計画の策定等	19年度～	—	—	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
1-9 企業における社会保険事務の支援					
49	①本社における社会保険の適用手続の周知	17年度～	着手済	○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年3月、地方社会保険事務局に対する通知を发出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を実施。	
50	②社会保険委員に対するリアルタイムな情報提供	18年度～	着手済	○平成19年3月、社会保険委員ホームページの運用を開始。今後、同ホームページ上で、社会保険委員が情報交換できる仕組みを構築するなど、インターネットを活用した情報提供・情報交換体制の整備を進めていく。	

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
----	------	----	------	-----------------------

II. 保険料収納率等の向上

2-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

51	①各種情報提供の効果的・効率的な実施	16年度～	着手済	<p>○平成16年度から、11月及び年度末(2月)に実施している集中広報(新聞等の複数の媒体を活用して行う広報)において、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果を把握)を実施している。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案している。</p>	
52	②中・高校生を対象とした年金教育の拡充	随時	着手済	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版～)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を行った。</p> <p>○年金教育推進協議会の機能強化 平成15年度から社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を設置したところであり、当該協議会において生徒及び教員に対する年金セミナーの具体的な実施計画の策定を行い、同計画に基づき、教育委員会や校長会と連携を図り、年金教育を推進する。</p> <p>○直接生徒を対象とした年金セミナーの拡充 生徒を対象とした年金セミナーについて、年金広報専門員が実施できる回数に限りがあることから、学校当局との連携により教員からの年金セミナーを積極的に実施するよう推進する。</p>	<p>(平成17年度セミナー実施率) 28.7% ↓ (平成19年度目標) 35%以上</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
53	③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	17年度～	着手済	○平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。	
54	④地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	17年度～	着手済	○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、平成18年2月より順次実施。	
55	⑤大学生向けの年金セミナーの開催	17年度～	着手済	○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。その結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図ることとしている。	(平成18年度実施) 22大学において開催
56	⑥文部科学省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底	18年度～	着手済	○文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。	
57	⑦「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」の作成及び配布	17年度～	着手済	○平成17年11月に、「総合パンフレット」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別チラシ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。 ○お客さま及び各社会保険事務所からの意見を集約し、それを反映させた平成18年度版、平成19年度版の「総合パンフレット」等を年度当初に社会保険事務所等へ配布。窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
58	⑧年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成	18年度～	着手済	○年金制度をわかりやすく解説した動画番組を社会保険庁ホームページから配信。(平成18年4月～) ○社会保険制度について、子供向けにわかりやすく解説した「キッズページ」を社会保険庁ホームページに配置。(平成19年2月～)	
59	⑨「ねんきん被保険者のしおり」の作成及び配布	19年度～	検討中	○平成19年度から年金手帳発送時に同封することを検討しており、平成17年度版の「総合パンフレット」、「目的別チラシ」に対する意見を踏まえつつ作成する予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-2 年金受給権等の確保のための取組の推進					
60	①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の手续や免除制度の周知徹底	16年10月～	着手済	○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。18年度においては、これらの取組みを全てのハローワークで実施することを推進。	(平成18年5月末実施状況) ・届出周知用チラシ等配布574カ所 (18年5月末ハローワーク数591カ所) ・説明会における手続周知240カ所
61	②厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用	17年8月～	着手済	○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。	(平成18年12月末現在) 約31万件について職権適用
62	③国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年4月～	着手済	○企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、第1号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行う。	(平成18年9月末現在) 109件について資格喪失取消
63	④受給資格期間及び満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	17年度～	着手済	○35歳の方を対象としたねんきん定期便に、任意加入により受給額が増やせる旨を記載した。 ○「58歳到達時の年金加入記録のお知らせ」及び「ねんきん定期便」を活用した任意加入制度の周知を行うことにより、受給権の確保を図るとともに受給額の増加を勧奨することを検討。	(平成19年3月末現在) 「目的別チラシ」を作成し、社会保険庁ホームページにも掲載

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
64	⑤追納勧奨対象者の拡大	17年8月～	着手済	<p>○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。</p> <p>○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。</p>	
65	⑥追納勧奨状の送付時期等の見直し	17年8月～	着手済	<p>○追納勧奨状の様式について、より分かりやすい記載事項に見直しを図るとともに、追納勧奨の回数や時期について、追納状況の変化を見極めた上で、より効果的・効率的なものとなるよう検討する。</p>	
66	⑦任意加入被保険者について、口座振替による保険料納付の原則化	20年4月～	—	<p>○国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者等)について、保険料の納め忘れを防止し、年金受給権の確保を図る観点から、口座振替による保険料納付を原則とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-3 未納者属性に応じた効果的・効率的な取組					
67	①年度別行動計画の策定、達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率(平成19年度目標収納率80%)及び平成16年度中の具体的な納付督促業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p> <p>○以降、毎年度、前年度の行動計画の達成状況を検証し、より効果的・効率的な方策を検討するとともに行動計画の見直しを行っている。</p> <p>○平成18年度の行動計画においては、①過年度保険料も含めた16年度分最終納付率目標を新たに設定、②行動計画を3期構成とし、8月及び12月に見直しを行うとともに、各社会保険事務所が各期の目標納付率を新たに設定等の見直しを行った。</p> <p>○なお、不適正事案の影響等により、第1期及び第2期行動計画の進捗状況は目標を下回っているが、第3期行動計画においては、効果的な収納に結びつく対象者や対策に的を絞った集中的な計画へ見直しを行い、納付率向上に向けて徹底した取組を実施している。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
68	②未納者の属性に応じた効率的な対策の推進	17年8月～	着手済	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化</p> <p>②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化</p> <p>③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を実施</p>	<p>(免除勧奨の実施)</p> <p>・17年度 全額免除割合 24.9% (対前年度比 +4.0%)</p> <p>・18年度 全額免除割合 23.8% (対前年同期比 +0.2%)</p> <p>※平成19年1月末現在</p> <p>(強制徴収の実施)</p> <p>・16年度目標 3万件 (実績 31,497件)</p> <p>・17年度目標 10万件 (実績 172,440件)</p> <p>・18年度目標 35万件 (実績 254,469件)</p> <p>※平成18年12月末現在</p>
69	③納付率向上の取組に関する評価	19年度～	—	<p>○未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。</p>	
70				<p>○未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。</p>	
71	④健保・厚年の滞納事業所に対する徴収対策に関する行動計画の策定	19年度～	—	—	

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-4 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化				
72 ①国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	17年10月～	着手済	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	<p>○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 ↓ (平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外)</p> <p>○賞与 (平成14年4月～) ・期末給与 1.6月分 ・勤励給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) ↓ (平成17年12月～) ・期末給与 1.0月分 ・勤励給与 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)</p>
73 ②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	17年度～	着手済	<p>○平成17年度より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、10万件の予定件数に対し17万件を超える最終催告状を送付したところであり、そのうち6,975件の差押え(平成18年12月末時点)を執行している。また、平成18年度については、30万件を超える最終催告状の発行(平成19年3月9日現在)を行っている。</p> <p>○平成19年度においては、最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を年間60万件に拡大して実施する。</p>	<p>(磁気媒体による所得情報の提供状況) 平成17年度 735市町村 平成18年度 1,838市町村 (平成19年1月末現在)</p> <p>(強制徴収の実施件数) 平成15年度: 1万件 平成16年度: 3万件 平成17年度: 17万件 平成18年度: 35万件 (予定)</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-5 保険料を納めやすい環境整備の推進					
74	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付: 16年2月～ インターネットバンキング: 16年4月～	着手済	○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。 ○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。	・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 617万件 (平成18年4月～19年1月) 589万件(平成17年度) 347万件(平成16年度) ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 19万件 (平成18年4月～19年1月) 14万件(平成17年度) 7万件(平成16年度)
75	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	着手済	○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約39万人(平成17年度)
76	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	着手済	○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月から、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 37.0%(平成16年度末) ↓ 40.2%(平成17年度末)
77	④多段階免除制度の導入	18年7月～	着手済	○平成18年7月から、全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入。	
78	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	19年度中～	—	○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
79	⑥年度途中からの前納を可能とする口座振替制度の拡充の検討	20年度～	—	○口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。(平成20年度からの実施に向けて検討中)	
80	⑦口座振替再開の際の手続の簡素化の検討	19年度～	検討中	○口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、ターンアラウンド方式により申請書付き口座振替勸奨状を自動発行して手続きを簡素化することについて、システム開発に係る費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提として検討。	
81	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	着手済	○翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、年度末の集中広報(新聞)等で口座振替での前納の有利性を周知し、併せて各社会保険事務所でのキャンペーン展開を行うことにより、口座振替の利用勧奨を徹底する。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-6 民間委託の推進					
82	①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	17年10月～	着手済	<p>○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。</p> <p>○18年度は、モデル事業の実施箇所数を新たに30カ所加え、35カ所に拡大。新たな30カ所については、18年7月から業務を開始。</p> <p>○モデル事業終了後、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業として実施予定。(平成19年10月～)</p>	<p>(市場化テストモデル事業実施箇所数)</p> <p>平成17年10月～:5カ所</p> <p>↓</p> <p>平成18年度:35カ所</p> <p>↓</p> <p>平成19年度:95カ所(予定)</p>
83	②市場化テストモデル事業の全国展開に向けた段階的な拡充	18年度～	着手済		
84	③「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業の実施	19年度～	—		
85	④電話納付督促委託契約への成功報酬等の導入	18年度～	着手済	<p>○平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。</p> <p>○平成18年度においては、電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。</p>	
86	⑤健保・厚年の適用促進業務について民間委託を拡大	19年度～	—	—	

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-7 免除等申請手続の簡素化				
87 ①全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化	18年7月～	着手済	○平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。	
88 ②法定免除該当者の免除手続の省略	19年度中～	-	○障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要とされている。 ○法定免除該当者に対し、社会保険事務所が職権による法定免除手続を行えるよう、福祉事務所等に対し、生活保護受給者等に関する情報の提供を求めることを可能とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
89 ③免除申請手続へのターンアラウンド方式の導入	19年12月～	-	○市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。	
90 ④学生納付特例手続へのターンアラウンド方式の導入	20年4月～	-	○学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、次年度以降卒業予定年度まで毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入することとし、まずは平成19年4月より申請書に卒業予定年月の記入を開始し、20年4月の実施に向けて準備を進めている。	
91 ⑤大学等による学生納付特例の申請代行の仕組みの導入	20年4月～	-	○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-8 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立					
92	①商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	17年度～	着手済	○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の追加)を行ったところであり、4ヶ所の商工会を3月31日付で納付受託機関に指定。	
93	②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度～	着手済	○平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請したところである。 ○他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力を要請中である。	
94	③国民健康保険の保険者である市町村との連携	18年度～	—	○国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を可能とすることにより、適用の適正化を図ることとする。	
95	④国民年金保険料の未納者に対する国民健康保険短期被保険者証の交付	20年4月～	—	○さらに、国民年金保険料の未納を理由とする国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、申出のあった当該市町村を納付受託機関とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
96	⑤事業主への保険料納付の勧奨等についての協力依頼	19年度中～	—	○従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
97	⑥社会保険制度内の連携	21年4月～	—	○社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士)による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-9 未適用事業所の適用の推進				
98 ① 健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした結果、平成17年度においては、4,013事業所(延べ5,773事業所)に対して重点加入指導を実施し、11事業所に対して立入検査等を実施し職権による適用を行った。</p> <p>○平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権による適用を行うべき対象の拡大を図っており、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業所に対しては、引き続き厳正な対応を行う。(重点加入指導:従業員10人以上の事業所、職権による適用:従業員15人以上の事業所)</p> <p>○平成19年度は、全ての社会保険事務所に一般競争入札による民間委託を拡大するとともに、社会保険事務所においては、民間委託による適用促進を活用し、重点的な加入指導、職権適用の強化につなげる。(職権による適用:従業員10人以上の事業所)</p> <p>○適用事業所に対する調査を充実することとし、特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。</p> <p>○また、社会保険事務所毎に適用促進への取組みに対する目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。</p>	<p>(平成18年12月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○重点加入指導実施事業所数 延べ6,030事業所 ○職権適用実施事業所数 21事業所 <p>(平成19年1月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所調査効果件数 (資格取得届提出漏れ) 厚年・健保 47,091件
99 ② 適用事業所に対する調査の充実	19年度～	—	—	
100 ③ 適用促進への取組に対する目標設定及び行動計画の策定	19年度～	—	—	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-10 労働保険との徴収事務の一元化					
101	①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	～17年度	着手済	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化 ②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化 ③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること <p>について、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	
102	<p>②労働保険との徴収事務の一元化について、平成18年度から、以下の取組を実施</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)</p>	18年度～	着手済	<p>○平成18年10月から社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて実施する事務の取扱いに関する通知を平成18年9月27日付で発出。</p> <p>また、円滑な事務の実施のために本庁、各都道府県において研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険事務局及び都道府県労働局職員に対する研修(6月) ・社会保険事務所及び労働基準監督署等職員に対する研修(8～9月) 	

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)	
Ⅲ. 事務処理の効率化と予算執行の無駄の排除					
3-1 事務処理の効率化					
103	①入力委託対象届書の拡大及び集約化の推進	17年度～	着手済	<p>○健保給付関係及び年金給付関係の届書について、平成17年10月以降、15道府県において外部委託のモデル事業を開始。</p> <p>○平成18年度から全国で入力業務等の外部委託を拡大するとともに、事務局毎の集約化を推進。</p>	
104	②外部委託のブロック単位への集約化	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から富山、石川、福井の3事務局をブロック単位として、以下の業務の外部委託契約の集約化を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託(平成17年6月～) ・健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託(平成17年6月～) ・国民年金保険料電話納付督促(平成17年5月～) <p>○また、平成18年度については、北陸地方に加えて、健康保険・厚生年金保険適用関係届書のパンチ委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都、奈良、和歌山で一括、(平成18年7月～) ・山口、福岡、大分、熊本で一括(平成18年6月～) <p>の計2カ所において、新たに小ブロック化により外部委託契約の集約化を実施。</p> <p>○健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等委託について、東、西2ブロックに分けて本庁一括で実施してきたところであるが、平成19年度から本庁において全国一括で実施。(平成19年6月～)</p>	
105	③年金関係の審査業務及び政府管掌健康保険の公法人化を見据えた業務の集約化の推進	18・19年度～	着手済	<p>○平成18年度においては、健保給付の審査業務及び年金給付の審査業務について、それぞれ30事務局(平成18年度末現在)において、事務局単位の集約化を実施。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
106	④市町村経由の届書の磁気媒体による受付の検討	17年度～	着手済	○磁気媒体による具体的な処理方法の在り方について、システム開発にかかる費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提とした処理方式について検討を進めている。	
107	⑤健保・厚年の適用関係届書の磁気媒体化の推進	17年度～	着手済	○電子申請・磁気媒体での届出に関する問題点等について、首都圏の4都県の適用事業所約6,000社に対するアンケート調査結果を公表。(平成18年11月) ○アンケート調査結果を踏まえ、電子申請等の利便性の向上を図るための必要な見直しや広報を引き続き実施し、電子申請等の利用促進を図る。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
3-2 予算執行・会計の見直し①					
108	①競争入札及び企画競争の原則化	16年8月～	着手済	<p>○平成16年8月から、会計法令上、随意契約できる場合であっても、可能な限り競争入札又は企画競争に付すことを原則とするとともに、一定金額以上等の調達案件については、平成16年10月に社会保険庁本庁に設置した「調達委員会」、平成17年4月に各地方社会保険事務局に設置した「契約審査会」において、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務全般について競争性・透明性の確保を図っている。</p> <p>○平成17年1月分の契約から、随意契約の透明性を確保するため、500万円以上の随意契約については、厚生労働副大臣へ事前報告を行い、さらに、100万円以上の随意契約については、平成17年3月に社会保険庁本庁に設置した「随意契約審査委員会」において、随意契約の妥当性を事後審査し、その結果をホームページに公表。</p> <p>○平成18年1月に「調達案件進捗状況表」を策定し、各事務局において、契約事務手続の進捗管理の徹底を図っているところである。</p> <p>○調達業務における競争性・透明性を確保するための取組を着実に実施するため、調達に係る目標数値を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>○平成17年度において、所管公益法人等との間で締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、順次、一般競争入札等に移行することとした。</p>	<p>(平成17年度調達に係る目標達成状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約件数について、対前年度の38%を削減。(目標20%以上) ・100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合 51%(目標60%以上)
109	②調達委員会の設置	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、社会保険庁本庁に「調達委員会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを行い、調達業務における競争性・透明性の確保及び調達コストの縮減を図っているところである。</p> <p>○地方社会保険事務局においても、調達業務の適正化を図るため、各地方社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、一定金額以上等の調達案件について、調達の必要性、数量、契約方法等のチェックを実施。</p>	<p>(調達委員会の開催状況(平成16年10月～19年2月))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 52回 <p>(地方社会保険事務局契約審査会の開催状況(17年度))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 延べ594回

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
110	③ 監修料の受け取り禁止等の厳格なルールの遵守	17年1月～	着手済	<p>○監修料については、今後、これを一切受け取らないとする厳格なルールを定め、徹底するとともに、幹部職員をはじめ一定の地位にあったものが給与の一部を自主的に返納し、組織としての反省の意を表したところである。</p> <p>○また、監修作業を取りまとめ、出版社等から監修料を受領した行為は、利害関係者からの金銭の受領を禁ずる国家公務員倫理規程に違反するという国家公務員倫理審査会の見解が示されたことから、平成17年12月22日、各課の庶務班長等であった職員19名に対し、戒告処分を行うとともに、監督者14名に対しても、同日付で嚴重注意(文書)の処分を行ったところである。</p> <p>○今後、このような問題で国民の信頼を損なうことのないよう、研修等により、国家公務員倫理や職員の意識改革の徹底に努めている。</p>	
111	④ 予算執行についての内部監査の強化	17年1月～	着手済	<p>○平成17年1月、本庁総務部経理課内に会計事務に関する内部監査を専門的に担当する「監査指導室」を設置。</p> <p>○平成18年度会計監査については、地方社会保険監察官と合同で効果的な会計監査を実施したところである。その結果、899項目について指摘を行い、特に、会計事故防止の観点から、現金出納に関する事項について重点的な監査を実施。指摘した事項については、全ての社会保険事務所を含め自主点検を行わせ、ブロック担当事務局に配置された地方社会保険監察官がその状況について確認し、徹底を図っている。</p> <p>○平成19年度会計監査においては、通常行う監査と、現金等の取扱いに係る「抜き打ち監査(事前通告なしの会計監査)」を実施することとしている。</p>	
112	⑤ インターネットを活用した予算・決算の情報提供	17年3月～	着手済	<p>○平成17年3月から、社会保険庁ホームページ上に「予算・決算」の情報欄を新たに設置し、平成17年度以降の予算及び平成15年度以降の決算について、わかりやすい形で公表。</p> <p>○「予算の主要事項」欄においては、社会保険庁改革の重点施策に係る予算措置を説明するとともに、「図でみる予算の概要」欄においては、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p> <p>○決算についても、同様に、各特別会計勘定別に歳入・歳出をわかりやすく円グラフ等を用いて説明。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
113	⑥調達コスト削減目標の設定	17年3月～	着手済	○調達コスト削減目標として、物品等の購入、印刷物等の製造、業務の外注等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上の削減を目標値として設定し、その達成に向けて取り組んでいる。	(平成17年度の調達コスト削減実績) 調達計画額の12%の削減
114	⑦事業単位コードの各業務のコスト管理への活用	17年度～	着手済	○平成16年度に設定した事業単位コードをもとに、平成17年度から地方社会保険事務局において適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理を行う仕組みを導入したところであり、効率的に事業目標を達成するためのコスト管理に役立っているところである。	
115	⑧執行結果の予算要求への反映	18年度予算要求～	着手済	○平成18年度予算から、適用、徴収、給付、システム業務に区分積算をした上で予算要求を行うとともに、これまで毎年度要求を行う一方、実際には使用されていなかった経費及び要求内容と異なる執行が行われていた経費等について見直しを徹底し、執行結果を適正に予算要求に反映。	
116	⑨政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直し	19年度～	着手済	○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、「厚生保険特別会計及び国民年金特別会計は、平成19年度において、統合するものとする」と規定されており、平成19年度予算より両特別会計を「年金特別会計」に統合。 ○なお、政管健保の公法人化に伴う厚生保険特別会計の見直しについては、「健康保険法等の一部を改正する法律」において必要な措置を講じた。	
117	⑩船員保険特別会計の労働保険特別会計への統合	年金新組織発足時～	—	○船員保険制度については、今国会に提出した雇用保険法等の一部を改正する法律案において、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、それ以外の部分を全国健康保険協会に移管することとしている。 ○船員保険特別会計については、制度の見直しとあわせて廃止することとし、積立金等の資産については労働保険特別会計及び全国健康保険協会に移管することとしている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
3-2 予算執行・会計の見直し②					
118	①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない	16年度～	着手済	○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて(合意)」(平成16年3月10日与党年金制度改革協議会)等を踏まえ、今後は保険料を投入しないと、年金資金等への損失を最小化するという考え方に立ち、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、平成22年9月末までに整理合理化を行うこととしている。	・独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構設立時に、288施設(出資額約1,922億円)、平成18年11月1日に14施設を出資(今後、11施設を追加出資予定)
119	②年金福祉施設等の整理合理化	17年10月～	着手済		
120	③年金事務費への保険料充当の仕組みの恒久化	20年度～	—	○受益と負担の関係の明確化等の観点から、年金事務費の一部に保険料を充てる仕組みを導入することとし、所要の改正規定を平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
121	④保険料財源により実施する事業の範囲の明確化	20年度～	—	○国民のニーズに対応してサービスの確保を図らなければならない年金相談事業や、社会保険オンラインシステムの運用等について具体的に法律に規定することにより、年金保険料を充てる事業の範囲を明確化することとし、所要の改正規定を平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
3-3 社会保険オンラインシステムの刷新					
122	①平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る	18年度～22年度	着手済	<p>○「社会保険業務の業務・システム最適化計画」については、平成18年3月に厚生労働省情報政策会議で決定し、社会保険庁ホームページ等で公表を行った。</p> <p>○今後、最適化計画に基づき、平成18年度から22年度までの5年間でシステムの見直しを実施することとしている。</p> <p>○新システムの基本設計業務について、一般競争入札による調達を平成18年8月末に行い、平成18年度末までに基本設計書の作成を行ったところである。</p>	
123	・サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター(3カ所)の機能統合などによるシステム運用経費の削減及び原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより				
124	費用構造の透明性を確保 ・手作業処理のシステム化、既保有情報の活用、他の公的機関とのデータ連携等により業務を効率化				
125	・システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化 ・バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保				

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
----	------	----	------	-----------------------

IV. 法令遵守と個人情報保護の徹底

4-1 法令遵守意識の徹底

126	①外部(職員以外の者)からの法令違反通報窓口の設置及び内部通報制度の活用 の徹底	18年6月～	着手済	<p>○平成18年6月より、社会保険事務所及び地方社会保険事務所の事務手続における法令違反の疑い等について、被保険者や受給者などお客様の皆様から、社会保険庁本庁が直接受け付ける体制を整備。</p> <p>○受け付けた通報のうち、法令違反の疑いのあるものについては、法令遵守委員会において、調査を実施。</p> <p>○また、従来から行っている法令遵守の疑い等についての職員からの通報制度の取扱いについて、職員への周知を徹底。</p>
127	②法令遵守委員会の調査範囲の拡大	18年7月～	着手済	<p>○社会保険事務所及び地方社会保険事務所の事務手続における法令違反の疑い等について、これまでに行ってきた社会保険庁職員からの内部通報に加え、以下の情報についても必要な調査を行うとともに、調査結果に基づく措置について協議を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員以外の方からの外部通報(法令違反通報窓口への通報等) ・社会保険事務所から報告される各種の事件・事故・事務処理誤り
128	③各社会保険事務局への法令遵守委員会の設置	18年7月～	着手済	<p>○本庁に加えて、各社会保険事務局においても法令遵守委員会を設置し、本庁の法令遵守委員会と連携しつつ、以下の事項等について対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守委員会(本庁)が決定した是正措置、再発防止措置等の実施の徹底 ・本庁に報告された事件・事故・事務処理誤りの事案の調査及び調査結果に基づく措置の検討(既に対応事例があり、本庁の法令遵守委員会による対応が必要でない事案に限る。)

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
129	④法令遵守研修の充実	18年7月～	着手済	<p>○法令遵守の徹底のためには、社会保険大学校における研修のみならず、社会保険事務局・社会保険事務所における研修など、各部署における様々な研修の機会等において、繰り返し伝達し、周知を図ることが必要であることから、以下の取組みを行っているところである。</p> <p><社会保険大学校> ・平成18年6月より、原則、社会保険大学校が実施する全てのカリキュラムにおいて法令遵守研修を実施。 ・法令遵守の重要性に鑑み、平成18年度中に全ての社会保険事務所長が管理者研修を受講。</p> <p><社会保険事務局・社会保険事務所> 平成19年度は平成18年度に引き続き、全職員を対象に法令遵守研修を実施することとしている。その際、倫理管理官による研修に加え外部の専門家を招聘するための予算を確保。</p>	
130	⑤法令遵守の理念・チェックポイントを職員が携帯することによる「見える化」の実施	18年9月～	着手済	<p>○職員の意識改革を図るために策定された「社会保険庁職員行動規範」の理念・チェックポイント等を視覚的に認識できるようにしたコンプライアンスカードを全職員に常時携帯させることにより、行動規範の実践を徹底させる。</p> <p>コンプライアンスカードの記載内容 あなたはお客様を第一に考えて行動していますか？【お客様第一】【国民へのサービス向上】 その行動は社会保険事業に対する信頼を損ないませんか？【安心と信頼】【公平・公正】 その行動は法令や社会の良識に反していませんか？【法令遵守・公務員倫理】 あなたは業務執行ルールを厳守して業務を遂行していますか？【業務執行ルールの厳守】 あなたはお客様の個人情報の保護の徹底に努めていますか？【個人情報の保護】 あなたは常にコスト意識を持って事業に取り組んでいますか？【コスト意識】</p>	
131	⑥職員からの職務遂行上の疑問等に係る相談等について、迅速かつ機動的に対応ができる仕組みの整備	19年2月～	着手済	<p>○社会保険事務局等からの職務遂行上の疑問等について、迅速かつ機動的な対応を図ることとして、庁内における標準的な仕組みを整備する。</p> <p>①標準的な処理方法の確立 ②管理者の設置による進捗管理等 ③専用の受付窓口の設置等</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
4-2 事務処理のチェックシステムの整備					
132	①入力処理履歴から事務所ごとの特定の入力記録を抽出した上で、統計的に整理し、異常数値を監視するシステムを開発	18年度～	検討中	○最適化計画に基づく社会保険オンラインシステムの見直しにおいて、入力数値等を監視するシステムについて検討を行っているところである。 なお、システム開発が行われるまでの間は、目視により異常数値の監視を行うこととしている。	
133	②国民年金の免除等の申請書の入力等の事務局事務センターへの集約化、OCRによる処理の必須化及び窓口装置からの直接入力の原則禁止	18年9月～	着手済	○国民年金の免除等の申請書の入力等については、事務局事務センターへの集約化を図ることとし、平成18年9月1日(作業スペースの確保ができない一部の事務局については、10月2日)より実施済み。	
134	③平成22年度末に稼働予定の刷新システムにおいて、以下のチェック機能を整備 ・入力業務は、集約事務センターに集中化 ・スキャナー装置等により仮入力した上で、決裁権限を有する者のみが決裁入力を行えることとし、決裁権限についてもリスクに応じて設定 ・監察部門に対し、調査・分析データを提供	23年度～	—	○新システムの基本設計業務について、一般競争入札による調達を平成18年8月末に行い、平成18年度末までに基本設計書の作成を行ったところである。	
135					
136					

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
4-3 監査部門の機能強化					
137	①地方社会保険監察官について、本庁併任とした上でブロック単位の集約化するとともに、それまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を行う仕組みを導入	18年10月～	着手済	<p>○47地方社会保険事務局に置かれていた地方社会保険監察官を、平成18年10月から9ブロック担当事務局に集約配置し、本庁併任とした上で、本庁の直接の指揮監督の下、監察を実施。</p> <p>○多様な視点から監察を行うことにより、より効果的なものとするため、地方社会保険監察官がそれまで所属していた事務局の管轄以外の社会保険事務所の監察を担当する。</p>	
138	②予告しない監査など緊張感のある監査を行うことを含め、不適切な業務処理の早期発見と是正を重視した監査実施方式への転換	18年9月～	着手済	<p>○平成18年9月以降の業務監察では、通常の業務監察に併せて、事務処理が法令、通達等に基づき実施されていることについての検査(適正検査)を実施するとともに、予め通告しないなど、緊張感のある監察も実施。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
4-4 ガバナンス強化に向けた体制整備及び業務執行ルールの確立					
139	①事務局をスリム化する一方で、現場経験のある優秀な職員を登用しつつ、全国統一的な業務企画・管理を行えるよう、本庁の体制を強化	18年度～	着手済	○現場経験の豊かな職員を配置し、業務マニュアルの整備等全国統一的な業務企画・管理を行うため地方庁職員の登用を行った。	
140	②不適正事務処理等の端緒情報を担当者レベルから速やかに幹部や他の職員と共有し、これに基づき的確な対応ができるよう、職員行動規範を改正し、組織内の日常的な業務執行ルールの明確化し、徹底	18年8月～	着手済	○平成18年8月から、これまでの職員行動規範に「業務執行ルールの厳守」を新たに加えるとともに、厳守すべき執行ルールを策定し、情報の共有を徹底するための「情報共有責任者」を本庁・事務局・事務所に設置。	
141	③現場からの内部改善提案制度や国民からの苦情、事件事故を本庁に集約し、分析の上で地方に改善方を徹底させる機能の強化	[事件・事故等] 17年4月～ [業務改善要望等] 18年10月～	[事件・事故等] 着手済 [業務改善要望等] 着手済	○社会保険事務局・事務所等において職員による事件・事故や事務処理誤りが発生した場合には、速やかに本庁に報告させ、情報の把握・分析を行い、庁内幹部・各課に報告するとともに、当該事務局に対し指導を行い、必要に応じて全事務局に対し注意喚起を促している。 また、事件・事故及び事務処理誤りの未然防止を図るためその事例を庁内LANに掲載している。 ○これまで、一元的管理がなされていなかった社会保険事務局・事務所からの業務改善要望、内部改善提案制度による職員からの提案、国民の声対応報告制度や長官へのメール・手紙により頂いたお客様のご意見等の内容をとりまとめ、それらに対する対応の可否やその理由、対応状況等を整理し、平成18年11月から社会保険庁LANに掲載している。 ○また、今後、とりまとめた業務改善要望等をデータベース化し、一元的管理を行うことにより苦情対応に活用するとともに、一つ一つの意見等を着実に業務改善に結びつけていくこととしている。	<通知等> ・社会保険業務の適正な事務処理について(H17.10.5) ・社会保険業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故にかかる報告等について(H17.12.19) ・不正事故防止のための点検事項並びに指定届書及び特定届書の指定について(H18.3.30) 等 <庁LAN> ・事務処理誤り等一覧 ・意見要望一覧

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
4-5 個人情報保護の徹底					
142	①年金個人情報の利用・提供に関する規定の整備	年金新組織発足時～	—	<p>○年金個人情報については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年金事業の運営のため必要な場合 ②法律の規定に基づき利用・提供しなければならない場合 ③法令で具体的に明らかにした事務について利用・提供する相当な理由があると認められる場合 <p>以外には、利用・提供できないものとする規定を平成19年3月に国会に提出した「日本年金機構法案」に盛り込んだところ。</p>	
143	②基礎年金番号の法定化	年金新組織発足時～	—	<p>○個人情報保護の観点等から、基礎年金番号を国民年金原簿及び厚生年金保険の原簿の記載事項とする旨を、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
V. 意識改革の徹底と能力重視の人事政策					
5-1 職員の意識改革の推進					
144	①内部改善提案制度の創設	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、日々お客様に接し、サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの改善提案を促進し、内部からの改革を積極的に進めるため、「社会保険庁内部改善提案制度」を創設。</p> <p>○社会保険庁LANの全庁用掲示板に「改善提案等投稿コーナー」を開設し、サービス向上や業務改善に向けた提案の投稿を募集。特に優れた提案については、長官表彰として顕彰するとともに、全国的な共有化を推進。</p>	(平成19年2月末現在) 改善提案件数 1,670件
145	②職員行動規範の策定及び徹底	16年12月～	着手済	<p>○平成16年12月、職員が国民本位の行政サービスを遂行する意識を涵養するとともに、国家公務員としての倫理観を常に持つよう意識改革を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①お客様第一 ②国民へのサービスの向上 ③安心と信頼 ④公平・公正 ⑤個人情報保護 ⑥法令遵守・公務員倫理 ⑦コスト意識 <p>に関する「社会保険庁職員行動規範」を策定。</p> <p>○併せて、「窓口接遇マナー3箇条」、「電話接遇マナー3箇条」、「サービス3箇条」を策定し、各職場において、お客様から見える場所に掲示し、その実施を徹底。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
146	③職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し	17年度～	着手済	<p>○平成16年11月から、優れたノウハウを持つ民間の講師を活用した実践的な接遇研修を実施。</p> <p>○また、高度な専門知識の習得やマネジメント能力の強化等を図るため、研修体系及びカリキュラムの見直しを行い、平成17年4月から職務階層別研修と業務別研修に再編。</p> <p>○平成18年8月に「社会保険研修向上研究会」が取りまとめた「年金運営新組織における研修のあり方について(中間報告)」に基づき、年金新組織を担う人材育成の大枠を定め、計画的に研修の充実を図ることとしている。</p> <p>○平成19年度研修計画においては、職員のマネジメント能力を向上させるために、職務階層別研修の充実を図るとともに、職員の実務能力を継続的に向上させるためにステップアップ研修の充実を図り、一部の研修において「指導者養成課程」を新設することとしている。</p>	
147	④能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度の導入	<p>17年10月～ 一定職以上を対象に試行を実施</p> <p>18年度～ 一定職以上を対象に本格実施</p> <p>19年度～ 全職員を対象に本格実施</p>	着手済	<p>○新人事評価制度については、平成17年10月より社会保険事務所課長を含む一定職以上の職員を対象に、制度の本格実施に向けた試行を実施。</p> <p>○試行の結果を踏まえ、平成18年4月から一定職以上の職員を対象とした本格実施及びその他職員を対象とした試行を開始し、平成18年9月に上期(4月～9月)評価を行い、平成19年3月に下期(10月～3月)評価を行う。</p> <p>○なお、平成19年4月から全職員を対象として本格実施する。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
148	⑤ 社会保険事務局・事務所グランプリの実施	17年6月～	着手済	<p>○平成17年6月から、各地方社会保険事務局及び社会保険事務所の業務運営の積極的な取組を促進し、社会保険事業の推進・向上を図り、切磋琢磨を促すため、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。</p> <p>○社会保険庁LANシステムの掲示板に主要な事業実績を定期的に公表するとともに、国民年金部門、健康保険・厚生年金保険部門、サービススタンダード部門及び特別表彰対象事業(健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進、国民年金保険料の口座振替の加入促進及び国民年金保険料の強制徴収)の取組について実績評価を行い、平成18年度の実績に関する長官表彰については、平成19年7月以降に実施予定。</p> <p>○平成17年度事業実績における長官表彰は、上記3部門のほか、社会保険事業の運営上、特に重要な事業として、健康保険・厚生年金保険の未適用事業所の適用促進及び国民年金保険料の口座振替の加入促進事業を特別表彰対象事業として実績評価を行い、平成18年9月に実施。</p>	<p>(事業実績掲示板 掲載事項)</p> <p>①適用処理状況に関するもの ・健保・厚年の事業所調査に係る実施状況、適用促進実施状況</p> <p>②徴収状況に関するもの ・健保・厚年の保険料収納率、差押状況 ・国年の行動目標進捗状況、強制徴収の実施状況</p> <p>③サービススタンダードに関するもの ・老齢基礎年金等の裁定請求に係る平均所要日数等 ・傷病手当金、出産手当金等の支給申請に係る平均所要日数等</p>
149	⑥ 集合研修への参加が困難な職員を対象とした通信研修の実施	17年度～	着手済	<p>○平成18年1月から、国民年金保険料の収納業務に係る通信研修を実施し、担当職員の実務的な業務知識等のレベルアップを図るとともに、集合研修への参加が困難な者の受講機会を確保。</p> <p>○また、平成19年2月から、離婚時分割に係る相談等に的確に対応するために通信研修を実施。</p>	
150	⑦ 年金相談等の一定の業務に携わる職員を対象とした通信研修の段階的な実施	18年度～	着手済	<p>○平成19年度研修計画においては、事務所係長から課長までの間の研修機会が少ない階層に対して、直近の社会保険関係法令知識を習得させるために「リニューアル研修」を実施することとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
5-2 改革リスタートプロジェクト					
151	①「わたしのリスタートプラン」の提出	18年9月	着手済	○現場の全職員は、今後の社会保険庁改革の在り方に関する自らの考えを「わたしのリスタートプラン」として長官宛に提出。	
152	②「長官と本音で語ろう」の開催	18年9月～	着手済	○職員が自らの職場・業務に関する意見・要望・疑問等がある場合に、それらを積極的に表明することができる職場づくりの契機とするため、各社会保険事務局単位で、長官と職員との自由な意見交換会「長官と本音で語ろう」を順次開催。	(平成19年3月末現在) 32事務局で開催
153	③「全職員対話キャンペーン」の実施	18年10月～11月	着手済	○職員同士の意思疎通を図り、職場内でのコミュニケーション不足を解消するため、全職員が、自らの業務や組織の問題について、上司と率直な意見を交わすとともに、今後の業務の在り方について、建設的な議論を行う「全職員対話キャンペーン」の実施。	
154	④社会保険庁改革リスタートプランの策定	19年3月	着手済	○現場職員から寄せられた「わたしのリスタート・プラン」において積極的、前向きな提言を行った職員と長官による懇談の場を設け、議論を行った上で、職員間で共有すべき組織目標等について、「社会保険庁リスタート・プラン」としてとりまとめる。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
5-3 能力重視の人事政策の断行					
155	①地方職員の本庁ポストへの登用拡大	17年10月～	着手済	○地方庁職員の本庁主要ポストへの登用拡大に関しては、平成17年10月の人事異動においては2名、平成18年4月以降の人事異動においては7名の登用を実施。(平成19年3月末現在、17年9月以前の登用者とあわせ、14名を登用。)	
156	②人事政策の抜本的な改革 ・事務局・事務所の幹部人事について、本庁主導に移行 ・年功序列や地域の事情にとらわれず、能力本位での広域的な人事の実施 ・事務局長等の事務局幹部について、全国的視野に立った事業運営を行い、改革の推進等に常にリーダーシップを発揮できる者の積極的登用及び幹部職員の育成のため、高い実務能力や専門性を備えさせるため、若いうちから第一線での配置 ・事務所長等の任用について、能力本位、人物重視を徹底し、都道府県域を越えた人事異動を積極的に推進するとともに、本庁及び他事務局における勤務経験を重視 ・事務所長等の地方幹部について、組織管理能力、業務遂行能力やリーダーシップ等に長けた民間人材の登用を検討 ・有能な管理職を育成・登用するための計画的な人事ローテーションや、昇格と合わせた研修制度を実施 ・社会保険大学校において、質の高い研修を行うとともに、必要に応じて試験を行い、その成績を任用に活用	18年度から 順次	着手済	○事務局・事務所の幹部職員の人事については、9月及び10月の人事異動において、各事務局から調書等を提出させ、本庁により配置先を決定するなど、本庁主導の人事異動を実施。 ○事務所長クラス以上の職員68名の広域異動を実施。 (18年9月29日及び10月1日付け) ○18年9月の社会保険事務局長の人事異動において、I種職員の登用を3名から4名に拡大。 ○民間の有能な人材を社会保険事務所長に登用するため、公募を実施し、書類選考及び面接試験の結果、4名を社会保険事務所長候補者として平成19年2月1日付けで採用。(19年4月1日付けで社会保険事務所長として配属予定) ○平成18年8月に「社会保険研修向上研究会」が取りまとめた「年金運営新組織における研修のあり方について(中間報告)」に基づき、年金新組織を担う人材育成の大枠を定め、計画的に研修の充実を図ることとしている。 ○新規採用者研修受講者及び一般職員研修受講者に対して「理解度テスト」を実施しているが、平成19年度は中堅職員専門実務研修においても実施。また、徴収事務研修(厚年・健保)、国民年金保険料強制徴収実務研修において、「指導者養成課程」を設け、試行的に認定試験を実施することとしている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
5-4 組織内部の改革等					
157	①社会保険事業運営評議会の設置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月、社会保険庁長官の下に保険料拠出者、学識経験者等からなる社会保険事業運営評議会を開催(平成19年3月末現在、17回開催)。</p> <p>○社会保険庁の事業運営が適正かつ効率的に行われているかを外部の目で検証していただき、同評議会における意見を社会保険庁が策定する社会保険事業計画等に反映。</p>	
158	②経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置	16年9月～	着手済	<p>○平成16年9月から、民間の発想等を大胆に導入して改革を推進する観点から、システム改革、サービス向上改革、保険料徴収改革等の課題を担当するプロジェクトリーダー、アドバイザースタッフをはじめ、12名の民間出身職員を配置。</p>	
159	③社会保険事業計画の見直し	17年度～	着手済	<p>○社会保険事業計画は、厚生労働省が定める達成目標を踏まえ、毎年度策定するものであり、平成17年度から、実績評価の充実を図るため、事業目標の設定に当たり、達成状況を可能な限り客観的に測定できるよう具体的な数値目標を設定。</p> <p>○社会保険事業計画の策定に当たっては、事業全般について保険料拠出者や利用者の意見を反映させるため、社会保険事業運営評議会において計画の内容を検討していただくこととしており、平成19年度事業計画については、平成19年2月の同評議会において御意見を伺った上で、3月に成案をとりまとめ、公表。</p>	
160	④年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表	随時	着手済	<p>○平成17年6月、「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を設置し、年金の給付誤り等の早期発見や早期対応を行い、事象を明確にした上で速やかに公表するとともに、事象の分析調査を行い、具体的な再発防止策を講じている。</p>	<p>「総点検の結果について」(平成17年4月1日公表)以降に公表した給付誤り事案の件数 21件</p> <p>※ 内容は、庁ホームページに掲載</p>

年金記録の管理について

資料 7 - 1

- わが国の年金制度は、社会保険方式を原則としており、給付を受けるためには、一定の保険料の納付が必要である。
- このため、年金額の計算は、保険料納付済み期間等に基づき行う必要があることから、個人個人の保険料納付記録等の被保険者記録を長期間適切に管理する必要がある。

I 基礎年金番号導入前の年金記録の管理

1 オンラインシステム導入以前

1) 厚生年金保険

- 厚生年金保険については、適用事業所の事業主に保険料を賦課するため、社会保険事務所において、事業主からの届出に基づき事業所毎の被保険者名簿により被保険者の記録を管理していた。
- また、被保険者名簿の記録については、資格喪失を契機として社会保険業務センターに送付され、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に原簿（厚生年金被保険者ファイル）で管理していた。

2) 国民年金

- 国民年金については、市町村において適用事務と保険料の収納事務を行っていたことから、国民年金の被保険者記録は、市町村の被保険者名簿により管理していた。また、社会保険事務所において、市町村の被保険者名簿に基づき作成した被保険者台帳により記録管理を行っていた。
- 社会保険業務センターにおいては、社会保険事務所から送付される被保険者台帳の情報に基づき、年金を裁定するために必要な記録を被保険者毎に原簿（国民年金被保険者ファイル）で管理していた。

2 オンラインシステムの導入

- これらの被保険者記録の管理、年金の裁定・支払い処理に関する膨大な事務処理は、紙媒体を中心に行っていたが、長期にわたる記録管理を適切に行い、年金相談の充実、裁定の迅速化などサービスの向上を図るため、全国の社会保険事務所と社会保険業務センターを結ぶオンラインシステムを昭和54年度から順次導入し、平成元年2月にシステム全体が完成した。

Ⅱ 基礎年金番号の導入

1 目的と経緯

- わが国の年金制度は、従来、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立していた。
- 昭和60年の年金制度改正により、全国民共通の基礎年金が導入され、国民年金は、自営業者、サラリーマン、公務員の区別なく、全ての人を対象として基礎年金を支給する制度となるとともに、厚生年金や共済年金は、その上乘せの報酬比例の年金を支給する制度に再編成された。
- 一方、年金制度の加入者の記録は、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、平成9年の基礎年金番号導入前においては、
 - ① 制度を通じた記録の把握が困難
→ 職業等の変更により、加入する年金制度が複数ある場合等には、年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間がかかる
 - ② 制度加入等の際に加入者に届出をしていただくことになっており、届出等がなければ保険者側で情報の把握が困難
→ 国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出もれが発生（未加入者の把握が困難）という問題が生じており、こうした問題は、無年金者の発生など制度そのものの公平性、安定性が図れないことにもつながっていた。
- このような様々な問題解消を図り、年金事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービスの向上を図るために、平成9年1月から各年金制度共通の基礎年金番号を導入した。

〈参考〉 平成9年1月時点の基礎年金番号付番件数 1億156万件

2 年金記録の整理・統合

1) 過去の年金手帳記号番号の基礎年金番号への統合（過去記録の整理）

- 平成8年12月以前に加入していた国民年金、厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ統合するため、基礎年金番号を本人に通知した際に複数の年金手帳記号番号を有する場合には申し出ていただくこととした。
- 申出のあった方（約916万人）及び名寄せ処理（基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険の情報（氏名、性別、生年月日の3項目一致者））により複数の年金手帳記号番号を有すると思われる方（約902万人）、計約1,818万人に対して平成10年度から平成18年度まで計画的に照会を行い、平成17年度までに約1,147万人の方から回答をいただき、記録の統合処理を進めている。
- なお、平成18年6月現在、基礎年金番号に未統合の記録が約5,000万件あるが、これらには、基礎年金番号導入前に死亡された方や受給資格期間を満たさなため年金裁定に至らない方（無年金者）の番号である「統合する必要のない番号」の記録が含まれており、それら以外の番号（「統合する必要がある番号」）については、今後、年金裁定時や58歳通知等に基づき、ご本人が確認の上、基礎年金番号に統合されることになる。（資料2参照）

2) 基礎年金番号の重複付番の発生防止と解消

- 加入している年金制度を異動する際又は事業所を変更する際に基礎年金番号の申し出がない場合は、氏名・性別・生年月日により既に付番していないか確認することを徹底した。
- しかし、本人からの回答に錯誤があった場合や婚姻により氏名を変更した場合等は、別人と判断して新規付番し、その結果、重複付番が発生するケースがある。
- このため、平成9年8月、平成12年12月及び平成16年度以降は毎年、同一人調査（氏名、性別、生年月日、住所の4項目一致者をいう。）を行い、重複付番解消の処理を行っている。

〈参考〉 平成9年8月同一人調査 約98万人 → 平成18年10月同一人調査 約2万人

3) 基礎年金番号の実施に伴う共済組合との情報交換

- 共済組合の組合員の加入記録及び共済年金の受給権者記録の管理は、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び各地方公務員共済組合等（平成19年4月1日現在15共済組合等）が行っている。
このため、年金加入記録に共済組合員期間がある方についての詳細なご相談は、各共済組合等が窓口となる。

- 社会保険庁では、平成9年1月の基礎年金番号の導入に伴い、各共済組合等からその一部の情報について定期的に情報提供を受けている。

〔提供を受けている共済組合員情報〕

ア 基礎年金番号導入時に提供された情報

- ・ 平成9年1月に現存している共済組合の組合員の加入記録
（平成8年12月以前に資格喪失したままの方についての加入記録は保有していない）

イ 基礎年金番号の導入以降に共済組合と交換している情報

組合員の加入や脱退などの情報及び受給権者の共済年金額（職域加算額を除く）等の情報については、以下の頻度で提供を受けている。

- ・ 国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団

→ 毎月1回

- ・ 各地方公務員共済組合（地方公務員共済組合連合会を經由）

→ 共済組合によって月1回、隔月、年2回

（対応可能な地方公務員共済組合から、段階的に情報提供を受ける回数を増やしています。引き続き、個々の地方公務員共済組合との間で、情報交換の実施方法について検討していくこととしている。）

- 今後、被用者年金の一元化に向け、更なる情報の共有化を進めていくこととしている。

Ⅲ 年金個人情報提供サービスの充実による記録確認の機会の拡大

1 記録の確認の必要性

- 基礎年金番号の導入以前から現在まで、年金額の決定（裁定）は、受給権者の請求に基づいて行われることとなっており、その際には、裁定請求書にご本人の加入履歴、基礎年金番号（基礎年金番号以外に年金手帳記号番号がある場合には、基礎年金番号及び年金手帳記号番号）等を記入していただき、社会保険庁が管理する記録と照合することとしている。
- 裁定に当たり記録に不明な点がある場合には、加入履歴等を付して記録調査の照会を申し出ていただき、その申出に基づき調査を行うこととなるが、基礎年金番号で管理する記録に統合されていない記録が判明した場合には、その都度、記録の整備を行っている。
- なお、現在、年金を受給開始後に年金額が変更されるケースが年間3～4万件あるが、これらについては、
 - ① 裁定請求時点において、被保険者記録の一部が未確認であったが、ご本人の希望により先に裁定を行い、その後、全ての被保険者期間が確認されたことにより、記録の追加を行ったもの
 - ② ご本人に確認の上裁定を行ったが、後になって、ご本人から申告していなかった被保険者期間の申出があったもの
 - ③ 事業主からの賞与等の記録訂正に伴い裁定変更が必要になったもの

などが主な理由となっている。

〈参考〉平成13年度から平成19年2月末までの裁定変更件数 218,474件

2 記録確認の機会の拡大

- このように基礎年金番号で管理する記録に統合されていない記録を含め、年金の加入記録については、ご本人からの請求又は照会と社会保険庁で管理している記録が一致することで、ご本人の記録として確定することとなるが、社会保険庁では、受給権者の方からの請求等を待つことなく、積極的に年金加入記録等の個人情報をお知らせする取組みを進め、被保険者の方々に事前に記録を確認していただく機会を拡大することにより、被保険者記録の適切な管理に努めている。（資料3参照）

1) 年金加入記録のお知らせ（58歳通知）及び年金見込額の提供（平成16年3月から実施）

- 58歳到達者（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象として年金加入記録をお知らせし、記録をご確認いただいた上で、補正が必要な場合には、申出に基づき必要な整備を行っている。（平成19年2月までに500万件送付）
- このうち、記録調査の申出があったものが平成18年12月末までに約41万件あり、うち約35万件には既に回答している。これらの回答の内訳については、現在調査中であるが、後述の「年金記録相談の特別強化体制」の傾向は次のとおり。
 - ・窓口相談に来られた方のうち、基礎年金番号に収録済みであったケースを除いても、約9割が窓口調査により記録を確認済み
 - ・申出により記録を訂正したのは、全体の0.01%以下
- また、老齢基礎年金の受給要件を満たしている58歳到達者であって、年金見込額の提供を希望する方には、年金見込額を記したお知らせを送付している。（平成19年2月までに288万件送付）

2) 裁定請求書の事前送付（ターンアラウンド）（平成17年10月から実施）

- 年金を請求される方の利便性の向上と裁定漏れを防ぐため、60歳（昭和21年1月2日以降に生まれた方）を対象に特別支給の老齢厚生年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生する方及び65歳（昭和16年1月2日以降に生まれた方）に老齢基礎年金、老齢厚生年金（厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方）の受給権が発生する方に対し、基本項目（基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・住所）及び年金加入記録を印字した裁定請求書を、裁定請求の案内（記載要領を含む）と併せて本人あて送付している。（平成19年2月までに198万件送付）
- また、60歳到達間近の方に対し、年金制度別の年金加入月数をお知らせするとともに、
 - ① 65歳から老齢基礎年金、老齢厚生年金の受給権が発生する方に対し、国民年金の任意加入制度等を周知するための案内はがき（平成19年2月までに39万件送付）
 - ② 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることが確認できない方に対し、年金加入期間の確認と社会保険事務所での相談を促す案内はがき（平成19年2月までに36万件送付）を送付している。

3) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を活用した前年分の年金加入状況の提供（平成17年11月から実施）

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行対象者（平成18年1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納付していただいた方）に対し、前年分の年金加入状況を参考情報として控除証明書の裏面を活用し、お知らせしている。（平成18年11月 加入状況のお知らせ発行件数 1, 176万件）

4) ID・パスワード方式による年金加入状況の提供（平成18年3月から実施）

- インターネットでの年金加入記録の提供について申し込み、本人確認を行った上で、ユーザID・パスワードをご本人あてに郵送している。ユーザID・パスワード入手後は、社会保険事務所等に直接お越しいただくなくても、24時間365日いつでもインターネットで自身の年金記録が確認できる。提供する記録は、月に一度更新している。（平成19年2月までのユーザID・パスワードの発行件数 20万件）

5) ねんきん定期便

- 「ねんきん定期便」は、年金制度への理解を深めるための取組として、平成16年の年金制度改正に盛り込まれたものであり、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金個人情報若くは若い人にもわかりやすくお知らせすることを目的としている。「ねんきん定期便」を開始することにより、（60歳未満の）被保険者の方全員に、毎年、誕生日の月に、年金に関する個人情報をお知らせすることになる。平成20年4月からの実施を予定しているが、一部の年齢の方に対しては、前倒して実施する予定で準備を進めている。
- 平成19年4月以降に35歳になられる方に対しては、平成19年3月から、年金の加入期間や履歴といった年金加入記録のお知らせを開始したところである。また、平成19年12月から、45歳になられる方へも同様に年金加入記録をお知らせし、55歳以上の方へは保険料納付額の実績や年金見込額についてもお知らせすることとしている。
なお、58歳の方については、19年度中は既に実施している形（58歳通知）でお知らせすることとしている。

※ 「ねんきん定期便」の導入に当たっては、基礎年金番号で管理している記録に基づき実施することとしていることから、引き続き、過去記録の整理や重複付番の解消を図るとともに、住所記録の整備等を進めていくこととしている。

IV 年金記録相談の特別強化体制

- 社会保険庁においては、年金記録に不安や疑問を持つ方に対し、ご本人の年金記録の確認や必要な調査に迅速に対応できるよう、平成18年8月21日から、年金記録相談の特別強化体制を執っている。
- 具体的には、社会保険事務所に専用窓口を設置し、年金加入記録について徹底的に調査・確認を行っている。さらに、社会保険事務所が調査・確認した後も、ご本人の申立てにより、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームにおいて事実関係の調査を行い、記録訂正の要否を判断している。
- この「年金記録相談の特別強化体制」の平成18年8月21日から2月末までの状況は、窓口に来られた1,787,969人のうち1,762,864人(98.6%)は、その場で記録の確認がされている。残りの25,115人と別途郵送等により申出があった30,227人を合わせ、55,342人の方から、調査の申出があったが、これらのうち、48,355人に対して既に回答を行っている。(資料4参照)
- なお、既に回答済みの48,355人の中には、申立内容と社会保険庁の記録が相違しているケースがあるが、これらの中には、
 - ア. 時効により消滅し、納付できない保険料を納付したと主張されるもの
 - イ. 申立のあった期間には、事業所が厚生年金の適用を受けていなかったものなどが含まれている。また、社会保険事務所における調査に不明な点がある場合には、社会保険庁本庁に設置した年金記録審査チームに申立を行うことが可能であり、平成19年3月16日現在、230人の方が申立てを行っている。
- 複数の年金制度の加入歴のある方や改姓された方など、年金加入記録に不安のある方は、広く「年金記録相談」を活用していただきたい。社会保険庁においても、被保険者等から依頼された調査に丁寧かつ確実に対応していくこととしている。

〈参考〉 年金記録相談の特別強化体制の直近の状況 (資料5参照)

年金記録の管理について (資料)

資料1 年金記録の管理について（厚生年金・国民年金）

資料2 基礎年金番号に未統合の5,000万件について

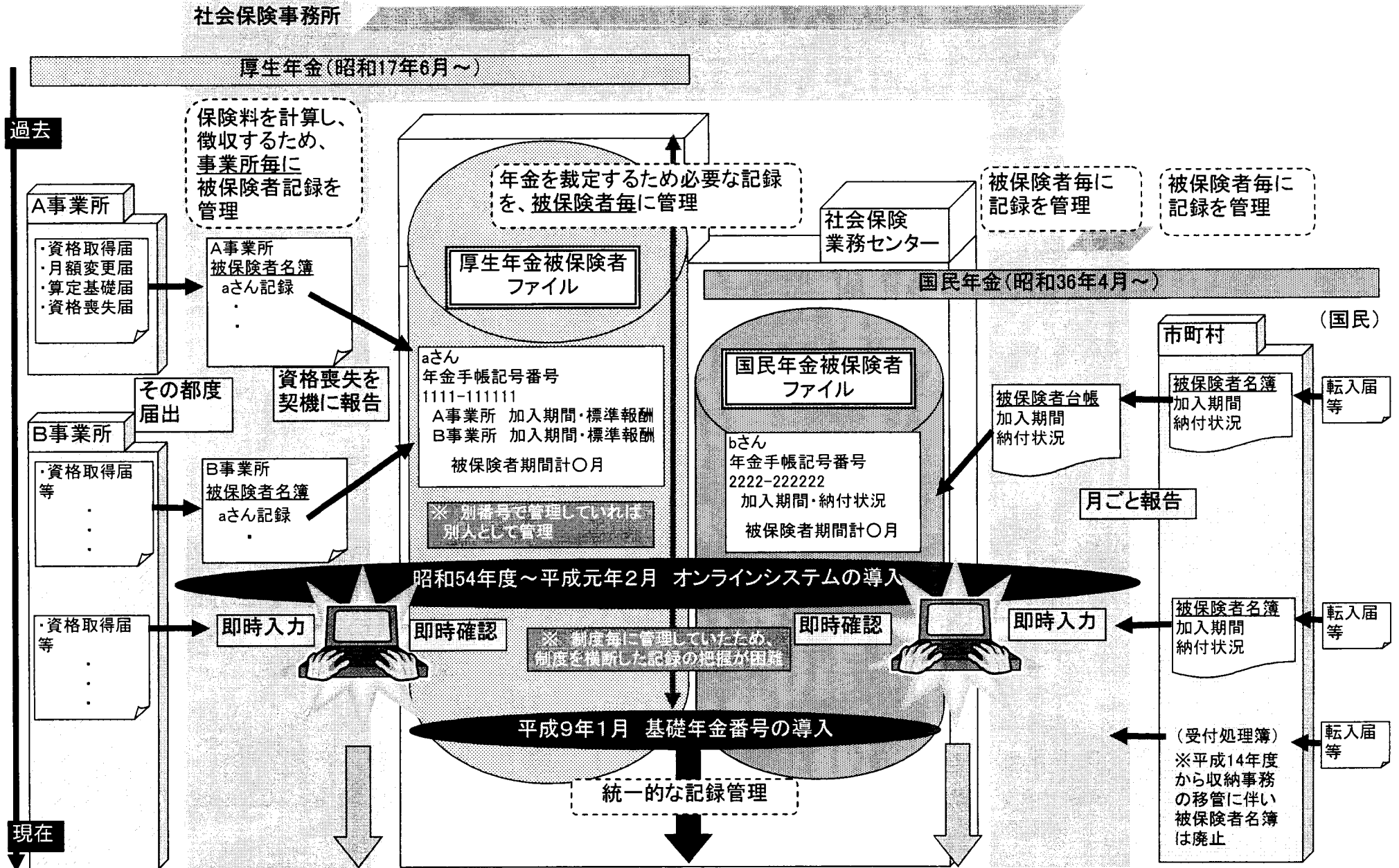
資料3 年金個人情報提供事業について

資料4 年金記録相談の特別強化体制について

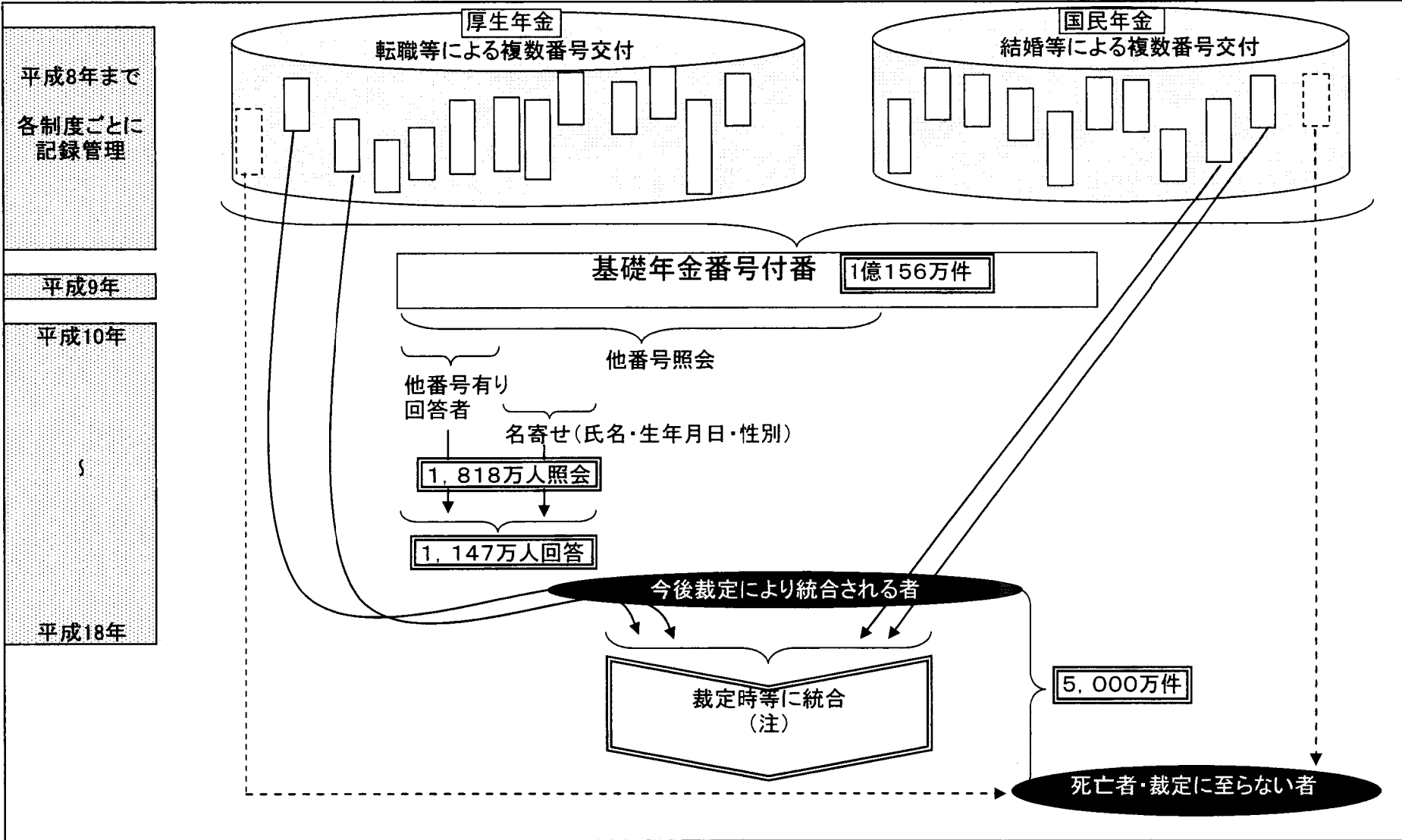
資料5 年金記録相談の特別強化体制の状況

年金記録の管理について(厚生年金・国民年金)

(資料1)



基礎年金番号に未統合の5,000万件について



(注)当初本人から請求されなかったものについて裁定後に裁定変更処理を行ったものが、平成13年度から平成19年2月末までに約22万件ある。

1億426万件 (18年5月現在基礎年金番号数)

年金個人情報提供事業について

(資料3)

行政側からのアプローチ

- ◆ **58歳通知** (平成16年3月～)
年金受給が近づいた58歳到達者に対し、被保険者記録をお知らせして被保険者記録の確認・整備を図るとともに、希望する方に対しては年金見込額を別途通知

58歳通知	5,000,750件
年金見込額	2,881,863件
- ◆ **裁定請求書の事前送付** (平成17年10月～)
年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、あらかじめ被保険者記録等を印字した年金の裁定請求書を送付

	1,982,371件
--	-------------------
- ◆ **控除証明書を活用した前年分の年金加入状況の提供** (平成17年11月～)
社会保険料控除証明書にあわせて過去1年分の加入状況をお知らせ(第1号被保険者のうち当年に保険料納付がある方)

17年11月	12,019,208件	18年11月	11,758,769件
---------------	--------------------	---------------	--------------------

- ◆ **「ねんきん定期便」の実施** (平成20年4月～)
国民年金・厚生年金保険のすべての被保険者に対し、保険料納付の実績や年金額の見込みなどの年金個人情報を定期的に分かりやすく通知

《前倒し実施》

- **35歳通知** (平成19年3月～)
→ 過去の年金加入期間・加入履歴を通知
- **45歳通知** (平成19年12月～)
→ 過去の年金加入期間・加入履歴を通知
- **55歳以上の方への通知** (平成19年12月～)
→ 年金加入期間、保険料納付額、これまでの加入実績に応じた年金見込額、将来の年金見込額を通知
※ただし、58歳到達の方へは既存の58歳通知を送付

※ 件数は事業開始から平成19年2月まで

被保険者側からのアプローチ

インターネットによる照会

社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても、年金個人情報が入手できるよう次の取組を実施

- ◆ **年金個人情報提供サービス(ユーザID・パスワード方式)** (平成18年3月～)
ID・パスワード発行件数 **199,524件**
- ◆ **その他**
50歳以上の方からの年金見込額照会受付)
 - **郵送で回答(年金見込額及び加入記録)** (平成16年1月～) **442,677件**
 - **インターネット(電子文書)で回答** (平成17年1月～) **526件**
- ※ **50歳未満の方には年金加入記録のみ回答** **432件**

年金相談(来訪相談、電話相談、文書相談)

年金の相談は、全国の「社会保険事務所(309カ所)」や「年金相談センター(55カ所)」で受付

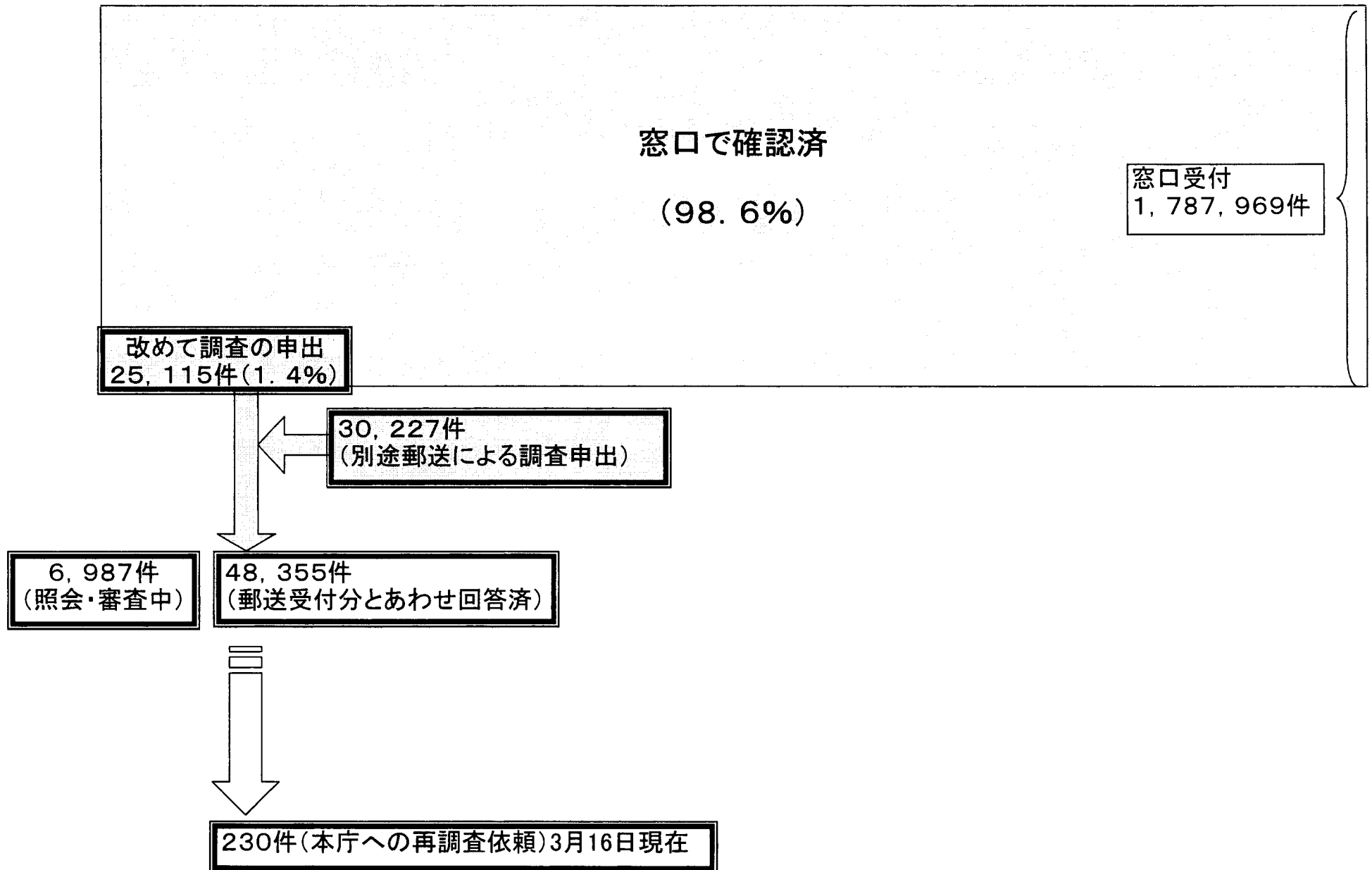
受付日 : 月曜日から金曜日(国民の休日及び年末年始の休日を除く)
ただし、第2土曜日は開庁
受付時間 : 午前8時30分～午後5時15分。
ただし、第2月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は夜7時まで受付時間を延長

電話でのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」で受付

※年金記録相談の特別強化体制を平成18年8月21日から実施

年金記録相談の特別強化体制について
(平成18年8月21日～平成19年3月2日までの状況)

(資料4)



年金記録相談の特別強化体制の状況

(資料5)

平成19年3月26日

1. 「照会申出書」受付状況

(1)窓口受付・処理状況	件数 (8/21～3/2)	割合
年金相談窓口での記録確認	1,787,969	(100.0%)
窓口調査により確認済み	1,762,854	(98.6%)
基礎年金番号に収録済み	1,524,540	(85.3%)
他の年金手帳記号番号で記録あり	151,003	(8.4%)
旧姓で記録あり	59,793	(3.3%)
その他	27,518	(1.5%)
照会申出書(改めて調査の申出)受付	25,115	(1.4%)

(2) 郵送等受付

照会申出書受付(直接受付)	30,227
---------------	--------

※ インターネット等により事前に記録を確認した方で、直接窓口で照会申出書を提出した方

(3) 受付総合計

照会申出書受付(総合計)	55,342
--------------	--------

2. 処理状況

		3月2日までの累計
回答済		48,355
内訳	全判明	31,151
	一部判明	2,772
	記録無し	14,432
照会中又は審査中		6,987

3. 本庁の年金記録審査チームで受付したもの

230件 (3月16日現在)

社会保険新組織の実現に向けて（案）

－ 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議 とりまとめ －

平成19年4月3日

この会議は、社会保険庁の業務改革と職員の意識改革を進め、社会保険の新組織を実現し、真に国民の信頼を回復できるよう、平成17年7月の第1回会合以来、本日まで13回にわたり、議論を重ねてきた。

その経過及び今後の改革の方向について、以下のようにとりまとめる。

1. 業務改革について

社会保険庁改革において、最も重要なことは、業務改革である。

この会議では、まず、平成17年9月に、国民サービスの向上、保険料収納率の向上、予算執行の無駄の排除、個人情報保護、職員の意識改革などの120項目にわたる「業務改革プログラム」を策定し、その後、定期的なフォローアップを行ってきた。

また、平成17年12月には、「社会保険庁の組織・業務改革に伴う人員削減計画」を議論し、7カ年の計画を明確にした。

昨年には、国民年金保険料の免除等の不適正事務処理の問題について、報告を聴取するとともに、「業務改革プログラム」を改定して一連の再発防止策を盛り込み、社会保険庁に着実な実行を求めた。

さらに、今般、新たな社会保険庁改革関連法案の提出を契機に、「業務改革プログラム」を160項目に拡充した。

社会保険庁は、新組織発足に向けて、高いレベルで業務を引き継げるよう、引き続き、業務改革に最善の努力を行うべきである。

2. 職員の意識改革と能力本位の人事について

① 新人事評価制度

この会議は、平成17年9月に、社会保険庁改革の基盤となる職員の意識改革を推進するため、民間企業的な実績評価と能力評価からなる「新

人事評価制度」をとりまとめた。

これに基づき、社会保険庁では、平成17年10月から管理職員等について試行を行った上で順次拡大し、平成19年4月から、全職員について本格実施して、評価結果を給与や昇格、適材適所の人事に反映させている。

社会保険庁は、引き続き、これを定着、推進させ、人事評価に基づく能力本位の人事を徹底すべきである。

② 職員の意識改革

また、この会議では、業務改革を支える職員の意識改革の重要性を指摘してきた。

とりわけ、昨年の国民年金保険料の免除等の不適正事務処理を踏まえ、社会保険庁では、リスタートプロジェクトとして、職員一人一人によるプランの提出や、各職場での対話、意見交換会を経て、全職員参加の下で、社会保険庁改革リスタートプランをとりまとめている。

社会保険庁は、引き続き、職員の意欲と能力を高め、組織力を強化する取組を推進すべきである。

3. 年金運営新組織の具体化について

この会議では、平成17年5月の内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終とりまとめを受け、国の行政組織として設ける年金運営新組織の具体的な姿について議論し、平成17年12月には、「組織改革の在り方について」をとりまとめ、新組織の法律上の位置づけ、意思決定機能・監査機能・業務執行機能の具体的な在り方等について、考え方を示した。

厚生労働省において、これに沿って、平成18年3月に「ねんきん事業機構法案」等の改革関連2法案を国会に提出したが、同年5月、法案審議の最中に、国民年金保険料の免除等の不適正事務処理問題が明らかとなり、再び国民の大きな不信感を招く事態となった。

その後、法案は臨時国会で審議未了廃案となり、同年12月、与党から、年金運営新組織の法人化・非公務員化を図る新たな改革方針が示さ

れ、平成19年3月、厚生労働省は、与党方針に沿って、新たに「日本年金機構法案」等の改革関連2法案を国会に提出した。

新法案では、新組織を非公務員型の公法人とすることが大きな変更点であるが、公的年金に係る財政責任・管理責任は引き続き国が担うこととしており、これまでの改革議論の前提となった「公的年金制度を堅持し、公的年金については、国の責任の下に、安定的な運営を図る」という大原則は不変である。

また、新法案では、職員の非公務員化により、民間的な人事給与体系、民間との人事交流や中途採用の容易化、公務員的な意識の払拭が図られるが、これは、本会議が推進してきた職員の意識改革や能力本位の人事を更に推し進めるものである。

また、前回の法案の重要なポイントに、「意思決定機能」「業務執行機能」「監査機能」の権限・責任の分担を明確化することや、保険料を拠出する被保険者や事業主等の意見を業務運営に反映させることがあるが、その趣旨は、新法案にも反映され、一層強化されているところであり、本会議として、以下の方向での運用を求めたい。

- ① 意思決定機能については、新法人の理事会の非常勤理事として適切な外部専門家の参画を得ることにより、意思決定機能の強化を図ること。
また、新法人には、運営評議会を設け、保険料負担者や年金受給者の意見が業務運営に反映されるようにすること。
- ② 監査機能については、監事による業務監査・会計監査、外部の会計監査人（監査法人）の監査を実効性のあるものとするとともに、厚生労働大臣の新法人に対する監査体制を整備し、監査機能の強化を図ること。
- ③ 業務執行機能については、能力主義・実績主義に立った人事や、研修等による人材育成、厚生労働省や民間企業との適切な人事交流を図るなどにより、業務執行機能の強化を図ること。
- ④ 年金制度の企画立案部門と実施部門、厚生労働省と新法人との間の連携を十分に確保すること。

本会議は、社会保険の新組織が実現され、業務改革と職員の意識改革が進み、実務が円滑に行われ、真に国民の信頼を回復し、社会保険制度が揺るぎないものとなることを願うものである。

(参考) 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議の開催経緯

第1回	平成17年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険庁及び社会保険事業の概要 ○ これまでの社会保険庁改革の取組 ○ 有識者会議金子座長からのヒアリング ○ 検討事項及び検討スケジュールについて
第2回	7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新組織の発足に向けた業務改革について ○ 年金運営新組織の構造改革について
視察	8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険業務センター ○ 武蔵野社会保険事務所
第3回	9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな業務改革プログラムについて ○ 新人事評価制度について
第4回	9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな業務改革プログラムについてのとりまとめ ○ 新人事評価制度についてのとりまとめ
第5回	10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織改革全般についての意見交換
第6回	11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員団体（自治労、全厚生） ・ 社会保険事業運営評議会座長 ・ 秋田社会保険事務所長
第7回	11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織改革の方向性について（論点整理メモ） ○ 人員削減計画について ○ 職員の新組織への移行について
第8回	12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務目的外閲覧行為の調査結果報告 ○ 組織改革の在り方についてのとりまとめ ○ 人員削減計画についてのとりまとめ
第9回	平成18年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険庁改革関連法案の骨子について ○ 業務改革のフォローアップについて
第10回	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム改革の在り方について ○ 地方組織の改革の在り方について ○ 新人事評価制度について ○ 業務改革のフォローアップについて
第11回	5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金保険料に係る適正な免除勧奨・承認等手続きについて
第12回	8月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民年金保険料の免除等の事務処理に係る第3次調査報告書について ○ 検証委員会報告書について ○ 業務改革プログラムの改定・フォローアップについて
第13回	平成19年4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険庁改革関連法案について ○ 「社会保険庁は変わります」宣言（Part 3） ○ 社会保険庁改革リスタートプランについて ○ 業務改革プログラムの改定・フォローアップについて ○ 年金の記録管理について ○ 新組織実現会議とりまとめ